

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

第1章 震災予防計画

最新案	現行																
<p>第1節 防災体制の確立</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災組織の整備</td> <td>各部各課、各事業所</td> </tr> <tr> <td>第2 防災訓練の充実</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署</td> </tr> <tr> <td>第3 震災知識の普及</td> <td>総務部危機管理課、健康こども部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育部学校教育課、消防本部・消防署</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 防災組織の整備	各部各課、各事業所	第2 防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署	第3 震災知識の普及	総務部危機管理課、健康こども部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育部学校教育課、消防本部・消防署	<p>第1節 防災体制の確立</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災組織の整備</td> <td>各部各課、各事業所</td> </tr> <tr> <td>第2 防災訓練の充実</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署</td> </tr> <tr> <td>第3 震災知識の普及</td> <td>総務部危機管理課、保健福祉部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育委員会学校教育課、消防本部・消防署</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 防災組織の整備	各部各課、各事業所	第2 防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署	第3 震災知識の普及	総務部危機管理課、保健福祉部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育委員会学校教育課、消防本部・消防署
項 目	担 当																
第1 防災組織の整備	各部各課、各事業所																
第2 防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署																
第3 震災知識の普及	総務部危機管理課、健康こども部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育部学校教育課、消防本部・消防署																
項 目	担 当																
第1 防災組織の整備	各部各課、各事業所																
第2 防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署																
第3 震災知識の普及	総務部危機管理課、保健福祉部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育委員会学校教育課、消防本部・消防署																
<p>第1 防災組織の整備</p> <p>1 君津市</p> <p>(1) 防災体制の整備</p> <p>プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。</p> <p>危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、<u>災害対応業務のデジタル化を進めるなど、体制を整備する。</u></p> <p>市の各部各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。</p> <p>また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。</p> <p>(2) 業務継続計画の策定</p>	<p>第1 防災組織の整備</p> <p>1 君津市</p> <p>(1) 防災体制の整備</p> <p><u>発災時に</u>プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。</p> <p>危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、体制を整備する。</p> <p>市の各部各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。</p> <p>また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。</p> <p>(2) 業務継続計画の策定</p>																

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行								
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 防災関係機関</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 自主防災組織等</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。</p> <p>このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。</p> <p>自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。</p> <p>また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象として研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の活動形態及び組織の状況は次のとおりである。</p> <p>■自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">平常時</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○ 救出救護の実施及び協力 </td> </tr> </table>	平常時	(略)	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○ 救出救護の実施及び協力 	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 防災関係機関</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 自主防災組織等</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等<u>避難行動要支援者</u>の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。</p> <p>このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。</p> <p>自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。</p> <p>また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象として研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の活動形態及び組織の状況は次のとおりである。</p> <p>■自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">平常時</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発災時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○ 救出救護の実施及び協力 </td> </tr> </table>	平常時	(略)	発災時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○ 救出救護の実施及び協力
平常時	(略)								
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○ 救出救護の実施及び協力 								
平常時	(略)								
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火の実施 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○ 救出救護の実施及び協力 								

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団避難の実施 ○ 避難所の運営 </div> <p>(2) <u>要配者の支援体制の充実</u> 危機管理課、公共施設マネジメント課、市民活動支援課、厚生課、こども政策課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課の各課は、災害時において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の<u>要配者</u>に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。</p> <p>4 事業所 (1)～(3) (略)</p> <p>第2 防災訓練の充実 危機管理課、消防本部・消防署は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。 実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、<u>感染症が拡大している状況</u>等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u> <u>訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。</u></p> <p>1 総合防災訓練 (略) (1)～(2) (略) (3) 参加機関</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団避難の実施 ○ 避難所の運営 </div> <p>(2) <u>避難行動要支援者の支援体制の充実</u> 危機管理課、公共施設マネジメント課、市民生活課、厚生課、子育て支援課、高齢者支援課及び障害福祉課の各課は、災害時において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の<u>避難行動要支援者</u>に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。</p> <p>4 事業所 (1)～(3) (略)</p> <p>第2 防災訓練の充実 危機管理課、消防本部・消防署は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。 実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、<u>訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。</u></p> <p>1 総合防災訓練 (略) (1)～(2) (略) (3) 参加機関</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、<u>認定こども園</u>、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 地域別防災訓練 (略)</p> <p>3 職員の情報伝達訓練 (略)</p> <p>4 無線通信訓練 (略)</p> <p>(1) 実施方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【災害対応型訓練】 ○ 災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難指示等伝達訓練</p> </div> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 小・中学校等の防災訓練 各小・中学校等では、教育委員会（教育部）の指導のもとに年2回以上訓練を行う。 (略)</p> <p>第3 震災知識の普及</p> <p>1 市民への震災知識の普及 (1) 多様な媒体の活用による震災知識の普及 地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、</p>	<p>市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 地域別防災訓練 (略)</p> <p>3 職員の情報伝達訓練 (略)</p> <p>4 無線通信訓練 (略)</p> <p>(1) 実施方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【発災対応型訓練】 ○ 災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難勧告等伝達訓練</p> </div> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 小・中学校等の防災訓練 各小・中学校等では、教育委員会の指導のもとに年2回以上訓練を行う。 (略)</p> <p>第3 震災知識の普及</p> <p>1 市民への震災知識の普及 (1) 多様な媒体の活用による震災知識の普及 地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行												
<p>財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に的確に行動がとれるようにすることが必要である。</p> <p>このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、地震ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体や<u>専門家の知見</u>を用いて震災知識の普及と啓発に努める。</p> <p>また、<u>国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>■広報媒体と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">媒体</th> <th style="width: 15%;">対象</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等 </td> <td> 市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 </td> <td> ◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ◇<u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、 </td> </tr> </tbody> </table>	媒体	対象	内容	広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ◇ <u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、	<p>財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に的確に行動がとれるようにすることが必要である。</p> <p>このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、地震ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体を用いて震災知識の普及と啓発に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>■広報媒体と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">媒体</th> <th style="width: 15%;">対象</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等 </td> <td> 市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 </td> <td> ◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示<u>(緊急)</u>等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇<u>(新規)</u> ◇<u>(新規)</u> ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、 </td> </tr> </tbody> </table>	媒体	対象	内容	広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示 <u>(緊急)</u> 等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇ <u>(新規)</u> ◇ <u>(新規)</u> ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、
媒体	対象	内容											
広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ◇ <u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、											
媒体	対象	内容											
広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示 <u>(緊急)</u> 等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇ <u>(新規)</u> ◇ <u>(新規)</u> ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、											

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
	要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ◇水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ◇帰宅困難者の心得 ◇救助救護の方法 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇ハザードマップ ◇飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ◇家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 ◇発生した災害の情報及び市の対応 他		要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ◇水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ◇帰宅困難者の心得 ◇救助救護の方法 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇ハザードマップ (新規) (新規) ◇発生した災害の情報及び市の対応 他
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)	
2 市職員等に対する震災知識の普及と防災行動力の向上 (略)		2 市職員等に対する震災知識の普及と防災行動力の向上 (略)	
第2節 地盤災害予防計画 (略)		第2節 地盤災害予防計画 (略)	
項 目	担 当	項 目	担 当
第1 土砂災害の防止	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・農林土木課・建築課、消防本部・消防署、県	第1 土砂災害の防止	総務部危機管理課、経済部農林整備課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築指導課、消防本部・消防署、県
第2 液状化対策	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築課・かずさ水道広域連合企業団、防災関係機関	第2 液状化対策	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築指導課・かずさ水道広域連合企業団、防災関係機関
第3 地盤沈下の防止	県		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">第4 地籍調査の推進</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">建設部管理課</td> </tr> </table>	第4 地籍調査の推進	建設部管理課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">第3 地盤沈下の防止</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第4 地籍調査の推進</td> <td style="padding: 2px;">建設部管理課</td> </tr> </table>	第3 地盤沈下の防止	県	第4 地籍調査の推進	建設部管理課
第4 地籍調査の推進	建設部管理課						
第3 地盤沈下の防止	県						
第4 地籍調査の推進	建設部管理課						
<p>第1 土砂災害の防止</p> <p>1 危険箇所の調査把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等の公表・周知</u></p> <p>危機管理課、管理課、道路維持課及び道路整備課は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺の市民に対し周知徹底を図り、あわせて一般への周知に努める。</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の破損や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」と指定している。</p> <p>市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(削除)</p> <p>(3) がけ近接危険住宅への防災知識の普及</p> <p>建築課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。</p> <p style="margin-left: 20px;">※資料編 土砂災害危険箇所一覧</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1 土砂災害の防止</p> <p>1 危険箇所の調査把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土砂災害危険箇所の公表・周知</u></p> <p>危機管理課、管理課、道路維持課及び道路整備課は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺の市民に対し周知徹底を図り、あわせて一般への周知に努める。</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の破損や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」と指定している。</p> <p>市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に応じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3) がけ近接危険住宅への防災知識の普及</p> <p>建築指導課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。</p> <p style="margin-left: 20px;">※資料編 土砂災害危険箇所一覧</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p>						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(4) 情報の伝達 危機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難指示等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 土石流対策 (略)</p> <p>4 山地災害対策 (略)</p> <p>5 宅地造成地災害対策 宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発事業指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。</p> <p>6 ため池等災害対策</p> <p>(1) 県は、市（農林土木課）と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。</p> <p>(2) 県は、防災重点農業用ため池について浸水想定区域図を作成し、市は市民への周知を行う。</p> <p>(3) 市は防災重点農業用ため池の管理者と連携し、ため池決壊の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。</p> <p>7 孤立化対策 (略)</p> <p>第2 液状化対策</p>	<p>(4) 情報の伝達 危機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難勧告及び避難指示（緊急）等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 土石流対策 (略)</p> <p>4 山地災害対策 (略)</p> <p>5 ひさい宅地造成地災害対策 宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。</p> <p>6 ため池等災害対策</p> <p>(1) 県は、市（農林整備課）と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。</p> <p>(2) 県は、防災重点農業用ため池について浸水想定区域図を作成し、市は市民への周知を行う。</p> <p>(3) 市は防災重点農業用ため池の管理者と連携し、ため池決壊の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。</p> <p>7 孤立化対策 (略)</p> <p>第2 液状化対策</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																				
<p>市（管理課・道路維持課・道路整備課）、かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合及び防災関係機関は、市の地盤特性から液状化現象の発生が予想される地域にあつては、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下など液状化による被害を未然に防止するため、過去の地震等の教訓をいかし、所有・管理する建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策に努める。</p> <p>建築課は、地域の地盤特性に関する情報や液状化防止に関する技術情報等について、千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」等を活用したパンフレットの作成・配布等を検討し、建築物の液状化対策に関する普及・啓発に努める。</p> <p>第3 地盤沈下の防止 (略)</p> <p>第4 地籍調査の推進 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災都市づくり計画</p> <p>地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震火災の防止、道路、公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、避難地・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化など災害に強いまちづくりを推進する。特に、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら、密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 出火の防止</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所</td> </tr> <tr> <td>第2 初期消火</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署</td> </tr> <tr> <td>第3 延焼拡大の防止</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>第4 建築物不燃化の促進</td> <td>建設部建設計画課・<u>建築課</u>、教育部生涯学習文化課</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所	第2 初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署	第3 延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団	第4 建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・ <u>建築課</u> 、教育部生涯学習文化課	<p>市（管理課・道路維持課・道路整備課）、かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合及び防災関係機関は、市の地盤特性から液状化現象の発生が予想される地域にあつては、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下など液状化による被害を未然に防止するため、過去の地震等の教訓をいかし、所有・管理する建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策に努める。</p> <p><u>建築指導課</u>は、地域の地盤特性に関する情報や液状化防止に関する技術情報等について、千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」等を活用したパンフレットの作成・配布等を検討し、建築物の液状化対策に関する普及・啓発に努める。</p> <p>第3 地盤沈下の防止 (略)</p> <p>第4 地籍調査の推進 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災都市づくり計画</p> <p>地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震火災の防止、道路、公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、避難地・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化など災害に強いまちづくりを推進する。特に、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら、密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 出火の防止</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所</td> </tr> <tr> <td>第2 初期消火</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署</td> </tr> <tr> <td>第3 延焼拡大の防止</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>第4 建築物不燃化の促進</td> <td>建設部建設計画課・<u>建築指導課</u>、<u>教育委員会</u>生涯学習文化課</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所	第2 初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署	第3 延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団	第4 建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・ <u>建築指導課</u> 、 <u>教育委員会</u> 生涯学習文化課
項 目	担 当																				
第1 出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所																				
第2 初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署																				
第3 延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団																				
第4 建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・ <u>建築課</u> 、教育部生涯学習文化課																				
項 目	担 当																				
第1 出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所																				
第2 初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署																				
第3 延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団																				
第4 建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・ <u>建築指導課</u> 、 <u>教育委員会</u> 生涯学習文化課																				

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
第5 防災空間の保全・確保	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課・農林土木課	第5 防災空間の保全・確保	経済部農林整備課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課
第6 市街地の整備	建設部建設計画課・公園緑地課	第6 市街地の整備	建設部建設計画課・公園緑地課
第7 建築物等の耐震対策	総務部危機管理課、建設部建築課	第7 建築物等の耐震対策	総務部危機管理課、建設部建築指導課・住宅営繕課
第8 ライフライン等の耐震対策	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、各事業者	第8 ライフライン等の耐震対策	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、各事業者
第9 道路及び交通施設の安全化	建設部管理課・道路維持課・道路整備課、道路管理者、鉄道事業者	第9 道路及び交通施設の安全化	建設部管理課・道路維持課・道路整備課、道路管理者、鉄道事業者
第10 危険物施設等の安全化	消防本部・消防署	第10 危険物施設等の安全化	消防本部・消防署
<p>第1 出火の防止</p> <p>1 一般家庭に対する指導 (略)</p> <p>2 住宅用防災警報器設置の遵守 (略)</p> <p>3 防災・防火管理体制の強化</p> <p>消防法により防火管理者、防災管理者の選任義務のある施設に対し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備または避難上必要な施設の維持管理について指導する。</p> <p>また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、<u>災害時</u>には連携した対応がとれるよう指導する。</p> <p>4 立入検査の強化指導 (略)</p> <p>5 化学薬品等の出火防止</p>		<p>第1 出火の防止</p> <p>1 一般家庭に対する指導 (略)</p> <p>2 住宅用防災警報器設置の遵守 (略)</p> <p>3 防災・防火管理体制の強化</p> <p>消防法により防火管理者、防災管理者の選任義務のある施設に対し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備または避難上必要な施設の維持管理について指導する。</p> <p>また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、<u>発災時</u>には連携した対応がとれるよう指導する。</p> <p>4 立入検査の強化指導 (略)</p> <p>5 化学薬品等の出火防止</p>	

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(略)	(略)
6 消防同意制度の活用	6 消防同意制度の活用
(略)	(略)
7 火災予防についての啓発	7 火災予防についての啓発
(略)	(略)
8 石油コンビナートの事故防止対策	8 石油コンビナートの事故防止対策
(略)	(略)
第2 初期消火	第2 初期消火
(略)	(略)
第3 延焼拡大の防止	第3 延焼拡大の防止
1 常備消防の強化	1 常備消防の強化
(略)	(略)
2 消防団の強化	2 消防団の強化
(略)	(略)
3 消防水利の整備	3 消防水利の整備
(略)	(略)
4 空中消火基地の維持	4 空中消火基地の維持
<p>災害時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、<u>林野</u>火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。</p> <p>また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。</p>	<p>災害時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、<u>山林</u>火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。</p> <p>また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。</p>
5 広域消防応援体制への対応	5 広域消防応援体制への対応

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(略)	(略)
<p>第4 建築物不燃化の促進</p> <p>1 防火、準防火地域の指定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 屋根不燃化区域の指定</p> <p>建築課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p> <p>3 文化財の防火対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第5 防災空間の保全・確保</p> <p>1 農地・林地の保全</p> <p>市街地内に残存する農地・<u>緑地</u>は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、<u>建設計画課</u>、<u>公園緑地課</u>は、各種優遇制度の活用や<u>適正な土地利用</u>を促すなどして、防災空間としての農地・<u>緑地</u>の保全を図る。</p> <p>また、<u>農林土木課</u>は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。</p> <p>2 都市公園の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 道路の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第6 市街地の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第4 建築物不燃化の促進</p> <p>1 防火、準防火地域の指定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 屋根不燃化区域の指定</p> <p>建築指導課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p> <p>3 文化財の防火対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第5 防災空間の保全・確保</p> <p>1 農地・林地の保全</p> <p>市街地内に残存する農地・<u>林地</u>は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、<u>農林整備課</u>は、各種優遇制度の活用や<u>乱開発の規制</u>を行うなどして、防災空間としての農地・<u>林地</u>の保全を図る。</p> <p>また、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について<u>も</u>、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。</p> <p>2 都市公園の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 道路の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第6 市街地の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>第7 建築物等の耐震対策</p> <p>1 「君津市耐震改修促進計画」の推進 (略)</p> <p>2 ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進</p> <p>(1) ブロック塀等の安全対策</p> <p>建築課は、小中学校・保育園等の通学路に面した、また、避難所周辺区域のブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものについては、所有者に対して、生け垣、フェンス等への転換促進など改善指導を徹底する。</p> <p>(2) 落下物防止対策</p> <p>建築課は、「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、専門知識の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。</p> <p>3 建築物等の安全対策の啓発</p> <p>建築課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するため、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。</p> <p>4 家具・大型家電の転倒防止 (略)</p> <p>第8 ライフライン等の耐震対策 (略)</p> <p>1 水道施設</p>	<p>第7 建築物等の耐震対策</p> <p>1 「君津市耐震改修促進計画」の推進 (略)</p> <p>2 ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進</p> <p>(1) ブロック塀等の安全対策</p> <p>建築指導課は、小中学校・保育園等の通学路に面した、また、避難所周辺区域のブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものについては、所有者に対して、生け垣、フェンス等への転換促進など改善指導を徹底する。</p> <p>(2) 落下物防止対策</p> <p>建築指導課は、「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、専門知識の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。</p> <p>3 建築物等の安全対策の啓発</p> <p>建築指導課、住宅営繕課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するため、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。</p> <p>4 家具・大型家電の転倒防止 (略)</p> <p>第8 ライフライン等の耐震対策 (略)</p> <p>1 水道施設</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																				
<p>(略)</p> <p>2 下水道施設</p> <p>(略)</p> <p>3 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>4 ガス施設</p> <p>東京ガスネットワーク株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設の耐震性の向上及び安全性を確保するとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、緊急遮断弁の設置、保安用電力の確保等を進め、二次災害の防止を図る。</p> <p>5 通信施設</p> <p>(略)</p> <p>第9 道路及び交通施設の安全化</p> <p>(略)</p> <p>第10 危険物施設等の安全化</p> <p>1 危険物施設等の保安監督の指導</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 防災施設・救援救護体制整備計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備</td> <td>総務部危機管理課</td> </tr> <tr> <td>第2 備蓄体制の整備</td> <td>総務部危機管理課、経済環境部経済振興課</td> </tr> <tr> <td>第3 消防設備等の整備</td> <td>消防本部・消防署</td> </tr> <tr> <td>第4 水防用資機材の整</td> <td>総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 防災拠点の整備	総務部危機管理課	第2 備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済環境部経済振興課	第3 消防設備等の整備	消防本部・消防署	第4 水防用資機材の整	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消	<p>(略)</p> <p>2 下水道施設</p> <p>(略)</p> <p>3 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>4 ガス施設</p> <p>東京ガス株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設の耐震性の向上及び安全性を確保するとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、緊急遮断弁の設置、保安用電力の確保等を進め、二次災害の防止を図る。</p> <p>5 通信施設</p> <p>(略)</p> <p>第9 道路及び交通施設の安全化</p> <p>(略)</p> <p>第10 危険物施設等の安全化</p> <p>1 危険物施設等の保安監督の指導</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 防災施設・救援救護体制整備計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備</td> <td>総務部危機管理課</td> </tr> <tr> <td>第2 備蓄体制の整備</td> <td>総務部危機管理課、経済部経済振興課</td> </tr> <tr> <td>第3 消防設備等の整備</td> <td>消防本部・消防署</td> </tr> <tr> <td>第4 水防用資機材の整</td> <td>総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 防災拠点の整備	総務部危機管理課	第2 備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済部経済振興課	第3 消防設備等の整備	消防本部・消防署	第4 水防用資機材の整	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、
項 目	担 当																				
第1 防災拠点の整備	総務部危機管理課																				
第2 備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済環境部経済振興課																				
第3 消防設備等の整備	消防本部・消防署																				
第4 水防用資機材の整	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消																				
項 目	担 当																				
第1 防災拠点の整備	総務部危機管理課																				
第2 備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済部経済振興課																				
第3 消防設備等の整備	消防本部・消防署																				
第4 水防用資機材の整	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、																				

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
備	防本部・消防署	備	消防本部・消防署
第5 給水体制の整備	総務部危機管理課、かずさ水道広域連合企業団	第5 給水体制の整備	総務部危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
第6 救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども政策課・保育課、消防本部・消防署	第6 救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部政策推進課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課、消防本部・消防署
第7 応急医療体制の整備	健康こども部健康づくり課	第7 応急医療体制の整備	保健福祉部健康づくり課
第8 避難施設の整備	総務部危機管理課	第8 避難施設の整備	総務部危機管理課
第9 安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民生活部市民活動支援課、建設部建築課、消防本部・消防署、消防団	第9 安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民環境部市民生活課、建設部建築指導課、消防本部・消防署、消防団
第10 陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画調整課、経済環境部経済振興課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課	第10 陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画課、経済部経済振興課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課
第11 ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署	第11 ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第12 防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課	第12 防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部政策推進課、保健福祉部厚生課
第13 帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課	第13 帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課
第14 燃料対策	総務部管財課、経済環境部環境グリーン推進課	第14 燃料対策	総務部管財課、市民環境部環境保全課
第1 防災拠点の整備 (略)		第1 防災拠点の整備 (略)	
第2 備蓄体制の整備 (略)		第2 備蓄体制の整備 (略)	
1 備蓄品の整備	危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。また、君津市への影響が大きく、30年以内の発生確率が高い千葉県北西部直下地震が発生した際の避難者数（7日間累計値）等を基準に以下の備蓄に努める。	1 備蓄品の整備	危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																																																
<p>なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。</p> <p style="text-decoration: underline;">(削除)</p> <p>■品目ごとの備蓄目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品目</th> <th style="width: 20%;">計算式</th> <th style="width: 10%;">目標量</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（一般向け）</td> <td>$\frac{44,265}{70\%} \times 3 \text{食} \times 0.733$</td> <td style="text-align: center;">68,200 食</td> <td>3～69歳人口比73.3% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>食料（要配慮者）</td> <td>$\frac{44,265}{70\%} \times 3 \text{食} \times 0.267$</td> <td style="text-align: center;">24,900 食</td> <td>2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比26.7% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>$\frac{44,265}{70\%} \times 3\text{日}$</td> <td style="text-align: center;">93,000</td> <td>1日につき500mlペットボトル6本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>$\frac{44,265}{50\%} \times 1 \text{枚}$</td> <td style="text-align: center;">22,200 枚</td> <td>避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>61 避難所 × 4 基</td> <td style="text-align: center;">250 基</td> <td>スフィア基準（20人当たり1基かつ男女比1:3（最低4基必要））を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算</td> </tr> </tbody> </table>	品目	計算式	目標量	備考	食料（一般向け）	$\frac{44,265}{70\%} \times 3 \text{食} \times 0.733$	68,200 食	3～69歳人口比73.3% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	食料（要配慮者）	$\frac{44,265}{70\%} \times 3 \text{食} \times 0.267$	24,900 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比26.7% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	飲料水	$\frac{44,265}{70\%} \times 3\text{日}$	93,000	1日につき500mlペットボトル6本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	毛布	$\frac{44,265}{50\%} \times 1 \text{枚}$	22,200 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定	簡易トイレ	61 避難所 × 4 基	250 基	スフィア基準（20人当たり1基かつ男女比1:3（最低4基必要））を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算	<p>また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。</p> <p>なお、「平成24年度君津市防災アセスメント調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は42,800人と想定されており、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、避難者数の3日分を目標として以下の備蓄に努める。</p> <p>■品目ごとの備蓄目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品目</th> <th style="width: 20%;">計算式</th> <th style="width: 10%;">目標量</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（一般向け）</td> <td>$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 2 \text{食} \times 3 \text{日} \times 0.79$</td> <td style="text-align: center;">142,000 食</td> <td>3～69歳人口比79% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>食料（要配慮者）</td> <td>$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 2 \text{食} \times 3 \text{日} \times 0.21$</td> <td style="text-align: center;">37,700 食</td> <td>2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比21% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 10 \times 3 \text{日}$</td> <td style="text-align: center;">89,900</td> <td>1日につき500mlペットボトル2本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>$\frac{4.28 \text{万人}}{50\%} \times 1 \text{枚}$</td> <td style="text-align: center;">21,400 枚</td> <td>避難者の50%は必要分を持ち込む想定</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>$\frac{4.28 \text{万人}}{60} \times 0.954$</td> <td style="text-align: center;">680 基</td> <td>簡易トイレを60人につき1基</td> </tr> </tbody> </table>	品目	計算式	目標量	備考	食料（一般向け）	$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 2 \text{食} \times 3 \text{日} \times 0.79$	142,000 食	3～69歳人口比79% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	食料（要配慮者）	$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 2 \text{食} \times 3 \text{日} \times 0.21$	37,700 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比21% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	飲料水	$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 10 \times 3 \text{日}$	89,900	1日につき500mlペットボトル2本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定	毛布	$\frac{4.28 \text{万人}}{50\%} \times 1 \text{枚}$	21,400 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定	トイレ	$\frac{4.28 \text{万人}}{60} \times 0.954$	680 基	簡易トイレを60人につき1基
品目	計算式	目標量	備考																																														
食料（一般向け）	$\frac{44,265}{70\%} \times 3 \text{食} \times 0.733$	68,200 食	3～69歳人口比73.3% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																														
食料（要配慮者）	$\frac{44,265}{70\%} \times 3 \text{食} \times 0.267$	24,900 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比26.7% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																														
飲料水	$\frac{44,265}{70\%} \times 3\text{日}$	93,000	1日につき500mlペットボトル6本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																														
毛布	$\frac{44,265}{50\%} \times 1 \text{枚}$	22,200 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																														
簡易トイレ	61 避難所 × 4 基	250 基	スフィア基準（20人当たり1基かつ男女比1:3（最低4基必要））を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算																																														
品目	計算式	目標量	備考																																														
食料（一般向け）	$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 2 \text{食} \times 3 \text{日} \times 0.79$	142,000 食	3～69歳人口比79% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																														
食料（要配慮者）	$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 2 \text{食} \times 3 \text{日} \times 0.21$	37,700 食	2歳以下乳児・70歳以上高齢者の人口比21% 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																														
飲料水	$\frac{4.28 \text{万人}}{70\%} \times 10 \times 3 \text{日}$	89,900	1日につき500mlペットボトル2本 避難者の30%は必要分を持ち込む想定																																														
毛布	$\frac{4.28 \text{万人}}{50\%} \times 1 \text{枚}$	21,400 枚	避難者の50%は必要分を持ち込む想定																																														
トイレ	$\frac{4.28 \text{万人}}{60} \times 0.954$	680 基	簡易トイレを60人につき1基																																														

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
トイレ用 消臭袋・凝 固剤	8,742人×5回	43,800 枚 43,800 個	1日5回(避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(内閣府)による。) ※仮設トイレに切り替えることを想定して3日目までの避難者数で計算	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
生理用品	$\frac{44,265}{50} \times 6 \times 0.048125$	6,400枚	12～51歳女性の人口比 $\frac{19.25\%}{4} \div 4 \approx 4.8125\%$ 相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	生理用品	$\frac{4.28}{50} \times 6 \times 3 \times 0.054$	20,800枚	12～51歳女性の人口比 $\frac{21.4\%}{4} \div 4 \approx 5.4\%$ 相当 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ (乳幼児)	$\frac{44,265}{50} \times 6 \times 0.023$	3,100枚	0～3歳人口比 2.3% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	紙おむつ (乳幼児)	$\frac{4.28}{50} \times 6 \times 3 \times 0.028$	10,800枚	0～3歳人口比 2.8% 1日につき6枚 避難者の50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ (大人)	$\frac{44,265}{50} \times 2 \times 0.0209$	1,000枚	要介護3以上人口比 2.09% おむつ1日につき2枚 パッド1日につき6枚(セット) 避難者の50%は必要分を持ち込む想定	紙おむつ (大人)パ ンツ	$\frac{4.28}{50} \times 2 \times 3 \times 0.012$	1,500枚	要介護3以上人口比 1.2% パンツ1日につき2枚 パッド1日につき6枚(セット) 避難者の50%は必要分を持ち込む想定
尿取りパッ ド(大人)	$\frac{44,265}{50} \times 6 \times 0.0209$	2,800枚		紙おむつ (大人) 尿漏れパッ ト	$\frac{4.28}{50} \times 6 \times 3 \times 0.012$	4,600枚	
(参考)				(参考)			
ブルーシー ト(防水シ ート)	$\frac{44,265}{300} \div 50$ 枚	7,400枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚	ブルーシー ト(防水シ ート)	$\frac{4.28}{300} \div 50$ 枚	7,100枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚
※目標量は、百の位未満を切り上げて処理(簡易トイレは十の位未満を切り上げ)。				(新規)			
※備蓄品について、網羅的に記載したものではない。				※資料編 防災備蓄倉庫及び備蓄品			
※資料編 防災備蓄倉庫及び備蓄品				※資料編 防災備蓄倉庫及び備蓄品			

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>2 備蓄庫等の整備 (略)</p> <p>3 緊急調達体制の整備 危機管理課及び経済振興課は、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。 さらに、「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」により備蓄情報を共有化し、備蓄等の活用を図る。 また、各家庭及び事業所においては、最低3日、推奨1週間の食料等の備蓄を奨励する。 ※資料編 災害協定一覧</p> <p>第3 消防設備等の整備 (略)</p> <p>第4 水防用資機材の整備 (略)</p> <p>第5 給水体制の整備 (略)</p> <p>1 貯水槽、震災対策用井戸の整備・指定 (略)</p> <p>2 ろ過浄水機等給水用資機材の配備 (略)</p> <p>3 給水用資機材の整備 (略)</p> <p>4 協力体制の整備 危機管理課は、市民・自治会役員・自主防災組織・消防団等に対して、貯水及</p>	<p>2 備蓄庫等の整備 (略)</p> <p>3 緊急調達体制の整備 危機管理課及び経済振興課は、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。 さらに、<u>千葉県防災情報システム</u>の中の「<u>物資管理情報システム</u>」により備蓄情報を共有化し、<u>県</u>の備蓄等の活用を図る。 また、各家庭及び事業所においては、最低3日、推奨1週間の食料等の備蓄を奨励する。 ※資料編 災害協定一覧</p> <p>第3 消防設備等の整備 (略)</p> <p>第4 水防用資機材の整備 (略)</p> <p>第5 給水体制の整備 (略)</p> <p>1 貯水槽、震災対策用井戸の整備・指定 (略)</p> <p>2 ろ過浄水機等給水用資機材の配備 (略)</p> <p>3 給水用資機材の整備 (略)</p> <p>4 協力体制の整備 危機管理課は、市民・自治会役員・自主防災組織・消防団等に対して、貯水及</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。</p> <p>特に、各家庭においては、次のような飲料水、生活水の備蓄を奨励する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を、<u>最低3日、推奨1週間分備えておく</u>（日頃、こまめに取り替える）。 ○ 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。 </div> <p>また、市はかずさ水道広域連合企業団と協力し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合と協力体制を確立し、災害時応急給水に対応する。</p> <p>第6 救急・救助体制の整備</p> <p>1 救急・救助体制の整備 (略)</p> <p>2 消防団の応急救護活動能力向上の推進 (略)</p> <p>3 市民指導の推進 (略)</p> <p>4 要配慮者に対する救護体制の整備</p> <p>危機管理課、企画調整課、厚生課、<u>こども政策課</u>、保育課、高齢者支援課、<u>介護保険課</u>及び障害福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。</p>	<p>び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。</p> <p>特に、各家庭においては、次のような飲料水、生活水の備蓄を奨励する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を、<u>3～5日分18ℓのポリタンクの容器に備えておく</u>（日頃、こまめに取り替える）。 ○ 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。 </div> <p>また、市はかずさ水道広域連合企業団と協力し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合と協力体制を確立し、災害時応急給水に対応する。</p> <p>第6 救急・救助体制の整備</p> <p>1 救急・救助体制の整備 (略)</p> <p>2 消防団の応急救護活動能力向上の推進 (略)</p> <p>3 市民指導の推進 (略)</p> <p>4 避難行動要支援者に対する救護体制の整備</p> <p>危機管理課、政策推進課、厚生課、<u>子育て支援課</u>、保育課、高齢者支援課及び障害福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>第7 応急医療体制の整備 (略)</p> <p>第8 避難施設の整備</p> <p>1 避難場所等の指定、整備</p> <p>危機管理課は、災害対策基本法第49条の4～8により、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「指定緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。加えて、市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと及び指定避難所の場所、収容人数等について、日頃から周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は取り消しを行うときは、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者（市管理施設を除く）の同意を得るとともに、県知事への通知及び公示を行う。</p> <p>また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、千葉県防災会議「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」、千葉県「災害時における避難所運営の手引き」に留意して避難場所の環境整備、備蓄品及び避難所運営マニュアルの整備等を推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設が予定される施設の耐震化及び液状化対策を実施するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模となるよう整備に努める。 ○ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 </div>	<p>第7 応急医療体制の整備 (略)</p> <p>第8 避難施設の整備</p> <p>1 避難場所等の指定、整備</p> <p>危機管理課は、災害対策基本法第49条の4～8により、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から周知徹底に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は取り消しを行うときは、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者（市管理施設を除く）の同意を得るとともに、県知事への通知及び公示を行う。</p> <p>また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、千葉県防災会議「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」、千葉県「災害時における避難所運営の手引き」に留意して避難場所の環境整備、備蓄品及び避難所運営マニュアルの整備等を推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設が予定される施設の耐震化及び液状化対策を実施するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模となるよう整備に努める。 ○ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 </div>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、エネルギーの多様化に努める。 ○ 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。 ○ 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 ○ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 ○ <u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> ○ 女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。 ○ 感染症対策（新型コロナウイルス感染症を含む）に配慮した避難所運営マニュアルの見直し、研修等に努める。 <p>2 避難所予定施設の鍵の保管等 (略)</p> <p>第9 安全な避難の確保</p> <p>1 避難路及び避難場所の周知 (略)</p> <p>2 標識等の整備</p> <p>(1) 避難場所周辺の安全性確保 危機管理課及び市民活動支援課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。</p> <p>(2) 誘導標識等の整備 危機管理課及び市民活動支援課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、エネルギーの多様化に努める。 ○ 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。 ○ 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 ○ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 <u>(新規)</u> ○ 女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。 ○ 感染症対策（新型コロナウイルス感染症を含む）に配慮した避難所運営マニュアルの見直し、研修等に努める。 <p>2 避難所予定施設の鍵の保管等 (略)</p> <p>第9 安全な避難の確保</p> <p>1 避難路及び避難場所の周知 (略)</p> <p>2 標識等の整備</p> <p>(1) 避難場所周辺の安全性確保 危機管理課及び市民生活課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。</p> <p>(2) 誘導標識等の整備 危機管理課及び市民生活課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示標識</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>標識の維持管理を行うとともに、障害者、子ども、外国人への配慮等も含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。</p> <p>(3) 避難場所案内図の整備 危機管理課及び市民活動支援課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。</p> <p>3 避難誘導體制の整備 危機管理課、市民活動支援課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。</p> <p>4 避難道路の安全化 危機管理課、建築課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。</p> <p>■災害時の避難誘導體制の概念</p>	<p>の維持管理を行うとともに、障害者、子ども、外国人への配慮等も含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。</p> <p>(3) 避難場所案内図の整備 危機管理課及び市民生活課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。</p> <p>3 避難誘導體制の整備 危機管理課、市民生活課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。</p> <p>4 避難道路の安全化 危機管理課、建築指導課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。</p> <p>■災害時の避難誘導體制の概念</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																				
<p>The flowchart for the latest plan shows the Mayor's office (市長による避難指示等) receiving disaster information (被害情報) and issuing evacuation orders (発令情報). It coordinates with the Fire Department (消防本部・署・消防団), Citizens (市民・市民組織), and Police (警察署). The Fire Department handles essential personnel placement (要所人員の配置) and evacuation route safety (避難路の安全確保). Citizens are directed to designated emergency evacuation sites (指定緊急避難場所) and evacuation shelters (指定避難所). The Police handle evacuation site staff placement (避難所職員配置) and essential personnel placement (要所誘導員の配置).</p>	<p>The flowchart for the current plan is identical in structure to the latest plan, but the Mayor's office is labeled as '市長による避難勧告・指示 (市)'. The flow of information and actions remains the same, involving the Fire Department, Citizens, and Police in coordinating evacuations and shelter management.</p>																				
<p>第10 陸上緊急輸送の環境整備</p> <p>1 緊急輸送道路の整備</p> <p>管理課、道路維持課及び道路整備課は、緊急輸送道路として指定した市道の必要な維持補修を進め、迅速かつ適切な緊急輸送体制の確保に努める。</p> <p>■緊急輸送道路（市道）</p> <table border="1"> <tr> <td>○ 市道伽蘭・大和田線（中野～大和田）</td> <td>○ 市道中野・坂田線（中野～坂田）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道外箕輪・人見線（中野～人見）</td> <td>○ 市道久保山・久保線（陽光台～久保）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道北子安・貞元線（北子安～貞元）</td> <td>○ 市道君津・清和線（中野～内箕輪）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道坂田・九十九坊線（坂田～南子安）</td> <td>○ 市道六手・貞元線（六手～貞元）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道君津駅前線（中野～下湯江）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 集積場所・輸送拠点の指定</p>	○ 市道伽蘭・大和田線（中野～大和田）	○ 市道中野・坂田線（中野～坂田）	○ 市道外箕輪・人見線（中野～人見）	○ 市道久保山・久保線（陽光台～久保）	○ 市道北子安・貞元線（北子安～貞元）	○ 市道君津・清和線（中野～内箕輪）	○ 市道坂田・九十九坊線（坂田～南子安）	○ 市道六手・貞元線（六手～貞元）	○ 市道君津駅前線（中野～下湯江）		<p>第10 陸上緊急輸送の環境整備</p> <p>1 緊急輸送道路の整備</p> <p>管理課、道路維持課及び道路整備課は、緊急輸送道路として指定した市道の必要な維持補修を進め、迅速かつ適切な緊急輸送体制の確保に努める。</p> <p>■緊急輸送道路（市道）</p> <table border="1"> <tr> <td>○ 市道伽蘭大和田線（中野～大和田）</td> <td>○ 市道中野坂田線（中野～坂田）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道外箕輪人見線（中野～人見）</td> <td>○ 市道久保山久保線（陽光台～久保）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道北子安貞元線（北子安～貞元）</td> <td>○ 市道君津清和線（中野～内箕輪）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道坂田九十九坊線（坂田～南子安）</td> <td>○ 市道六手貞元線（六手～貞元）</td> </tr> <tr> <td>○ 市道君津駅前線（中野～下湯江）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 集積場所・輸送拠点の指定</p>	○ 市道伽蘭大和田線（中野～大和田）	○ 市道中野坂田線（中野～坂田）	○ 市道外箕輪人見線（中野～人見）	○ 市道久保山久保線（陽光台～久保）	○ 市道北子安貞元線（北子安～貞元）	○ 市道君津清和線（中野～内箕輪）	○ 市道坂田九十九坊線（坂田～南子安）	○ 市道六手貞元線（六手～貞元）	○ 市道君津駅前線（中野～下湯江）	
○ 市道伽蘭・大和田線（中野～大和田）	○ 市道中野・坂田線（中野～坂田）																				
○ 市道外箕輪・人見線（中野～人見）	○ 市道久保山・久保線（陽光台～久保）																				
○ 市道北子安・貞元線（北子安～貞元）	○ 市道君津・清和線（中野～内箕輪）																				
○ 市道坂田・九十九坊線（坂田～南子安）	○ 市道六手・貞元線（六手～貞元）																				
○ 市道君津駅前線（中野～下湯江）																					
○ 市道伽蘭大和田線（中野～大和田）	○ 市道中野坂田線（中野～坂田）																				
○ 市道外箕輪人見線（中野～人見）	○ 市道久保山久保線（陽光台～久保）																				
○ 市道北子安貞元線（北子安～貞元）	○ 市道君津清和線（中野～内箕輪）																				
○ 市道坂田九十九坊線（坂田～南子安）	○ 市道六手貞元線（六手～貞元）																				
○ 市道君津駅前線（中野～下湯江）																					

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>3 民間との協定締結の推進</p> <p>管財課・企画調整課・管理課・道路維持課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。</p> <p>第11 ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保</p> <p>(略)</p> <p>第12 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>企画調整課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。</p> <p>2 ボランティアの防災対応力の向上</p> <p>危機管理課、企画調整課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。</p> <p>3 ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>危機管理課及び企画調整課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。</p> <p>また、「防災とボランティアの日」(1月17日)、「防災とボランティア週間」(1月15日から21日まで)、「防災の日」(9月1日)、「防災週間」(8月30日</p>	<p>(略)</p> <p>3 民間との協定締結の推進</p> <p>管財課・企画課・管理課・道路維持課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。</p> <p>第11 ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保</p> <p>(略)</p> <p>第12 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>政策推進課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。</p> <p>2 ボランティアの防災対応力の向上</p> <p>危機管理課、政策推進課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。</p> <p>3 ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>危機管理課及び政策推進課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。</p> <p>また、「防災とボランティアの日」(1月17日)、「防災とボランティア週間」(1月15日から21日まで)、「防災の日」(9月1日)、「防災週間」(8月30日</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>から9月5日まで)の諸行事を通じ、市民のボランティア意識の醸成等を図る。</p> <p>第13 帰宅困難者対策の推進 (略)</p> <p>第14 燃料対策</p> <p>1 燃料供給体制の整備 (略)</p> <p>2 省エネルギー・太陽光発電等の推進</p> <p>環境グリーン推進課は、大震災時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。</p> <p>施設管理担当課は、新たに建設する公共施設に対し、財政負担の最適化を考慮のうえ、可能な限り太陽光発電システム等の導入に努める・</p> <p>新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。</p> <p style="text-align: center;">第5節 津波災害予防計画</p> <p>本市の北西地域は東京湾に面しており、津波発生時による被害を受けやすい地理的環境にある。</p> <p>今後、1854年の安政東海地震以来の地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震が発生した場合ばかりでなく、遠隔地の地震が発生した場合においても、津波の来襲が懸念される。</p> <p>とくに東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、県と連携して、津波災害の防止を図</p>	<p>から9月5日まで)の諸行事を通じ、市民のボランティア意識の醸成等を図る。</p> <p>第13 帰宅困難者対策の推進 (略)</p> <p>第14 燃料対策</p> <p>1 燃料供給体制の整備 (略)</p> <p>2 省エネルギー・太陽光発電等の推進</p> <p>環境保全課は、大震災時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。</p> <p>施設管理担当課は、新たに建設する公共施設に対し、財政負担の最適化を考慮のうえ、可能な限り太陽光発電システム等の導入に努める・</p> <p>新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。</p> <p style="text-align: center;">第5節 津波災害予防計画</p> <p>本市の北西地域は東京湾に面しており、津波発生時による被害を受けやすい地理的環境にある。</p> <p>今後、1854年の安政東海地震以来の地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震が発生した場合ばかりでなく、遠隔地の地震が発生した場合においても、津波の来襲が懸念される。</p> <p>とくに東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、県と連携して、津波災害の防止を図</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行												
<p>るため事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する。</p> <p><u>津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。</u></p> <p><u>また、市は、本計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 津波防災施設の整備</td> <td>総務部危機管理課、県</td> </tr> <tr> <td>第2 津波に対する自衛体制の確立</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 津波防災施設の整備 (略)</p> <p>第2 津波に対する自衛体制の確立</p> <p>1 津波情報受伝達対策の推進 (略)</p> <p>2 市民等への情報伝達体制の確立 (略)</p> <p>(1) 防災行政無線の整備活用 市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線が整備されており、危機管理課は、今後ともその拡充、更新を進めるとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	項 目	担 当	第1 津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県	第2 津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者	<p>るため事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 津波防災施設の整備</td> <td>総務部危機管理課、県</td> </tr> <tr> <td>第2 津波に対する自衛体制の確立</td> <td>総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 津波防災施設の整備 (略)</p> <p>第2 津波に対する自衛体制の確立</p> <p>1 津波情報受伝達対策の推進 (略)</p> <p>2 市民等への情報伝達体制の確立 (略)</p> <p>(1) 防災行政無線の整備活用 市民等に対する情報伝達や避難指示<u>(緊急)</u>等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線が整備されており、危機管理課は、今後ともその拡充、更新を進めるとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	項 目	担 当	第1 津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県	第2 津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者
項 目	担 当												
第1 津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県												
第2 津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者												
項 目	担 当												
第1 津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県												
第2 津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者												

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>3 津波避難体制の確立</p> <p>(1) 市の避難指示の体制整備</p> <p>危機管理課は、消防本部・消防署と連携して、気象庁が発表する津波予報を基本とし、海面監視、市民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、早期に避難指示ができる組織体制を確立する。</p> <p>■避難指示に当たっての留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度5強以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は必要と認める場合、臨海部にいる者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。 ○ 地震発生後、気象庁より大津波警報、津波警報が発表されたときには、市長は、臨海部にある者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難するよう指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波注意報・警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。 </div> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 津波防災訓練の実施</p> <p>危機管理課は、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。</p> <p>訓練の実施に際しては、特に要介護者、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮し、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣の市民、避難行動要支援者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていく。</p> <p>なお、津波防災訓練は津波防災の日（11月5日）に実施するものとする。</p> <p>4 津波広報、教育、訓練の実施</p>	<p>3 津波避難体制の確立</p> <p>(1) 市の避難勧告・避難指示（緊急）の体制整備</p> <p>危機管理課は、消防本部・消防署と連携して、気象官署が発表する津波予報を基本とし、海面監視、市民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、早期に避難勧告・避難指示（緊急）ができる組織体制を確立する。</p> <p>■避難勧告・避難指示（緊急）に当たっての留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度5強以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は必要と認める場合、臨海部にいる者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。 ○ 地震発生後、気象庁より大津波警報、津波警報が発表されたときには、市長は、臨海部にある者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難するよう指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波注意報・警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。 </div> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 津波防災訓練の実施</p> <p>危機管理課は、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。</p> <p>訓練の実施に際しては、特に高齢者、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮し、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣の市民、避難行動要支援者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていく。</p> <p>なお、津波防災訓練は津波防災の日（11月5日）に実施するものとする。</p> <p>4 津波広報、教育、訓練の実施</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(略)	(略)
第6節 情報連絡体制・確保計画	第6節 情報連絡体制・確保計画
(略)	(略)
第1 千葉県防災情報システムの活用体制の整備	第1 千葉県防災情報システムの活用体制の整備
(略)	(略)
第2 警察通信施設使用への備え	第2 警察通信施設使用への備え
(略)	(略)
第3 災害通信施設の整備等	第3 災害通信施設の整備等
(略)	(略)
第4 非常通信体制の整備強化	第4 非常通信体制の整備強化
(略)	(略)
第5 その他の通信手段の活用	第5 その他の通信手段の活用
1 アマチュア無線の活用	1 アマチュア無線の活用
(略)	(略)
2 その他通信網の確保	2 その他通信網の確保
危機管理課は、 <u>安心・安全メール、SNS等</u> 、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。	危機管理課は、 <u>防災情報メール、安心・安全メールの登録推進及び緊急速報メール（エリアメール）活用呼びかけ</u> などを通じて、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。
(略)	(略)
第7節 要配慮者の安全確保対策	第7節 要配慮者の安全確保対策
近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震	近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																																
<p>災においても多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応</td> <td>総務部危機管理課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども家庭センター・保育課</td> </tr> <tr> <td>第2 福祉施設における防災対策</td> <td>各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第3 外国人に対する対策</td> <td>総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、政策推進課、公共施設マネジメント課</td> </tr> <tr> <td>第4 災害遺児対策</td> <td>健康こども部こども政策課・保育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応</p> <p>危機管理課、厚生課、<u>こども家庭センター</u>、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。</p> <p>なお、災害対策基本法第49条の10～12、第50条及び第56条並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、<u>県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」</u>に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、活用等に係る以下の事項を、本計画又は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">避難支援等関係者の範囲</td> <td>(削除) ○ 自治会、自主防災組織 ○ 消防団 ○ 民生委員・児童委員 ○ 君津市社会福祉協議会(地区社会福祉協議会) ○ 警察署 ○ 君津市介護支援専門員協議会 ※君津市避難行動要支援者避難支援計画 第1章第3に定める。</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</td> <td>自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な要介護者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者。</td> </tr> <tr> <td>名簿作成に必要</td> <td>本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第2章2</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども家庭センター・保育課	第2 福祉施設における防災対策	各施設管理者	第3 外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、政策推進課、公共施設マネジメント課	第4 災害遺児対策	健康こども部こども政策課・保育課	避難支援等関係者の範囲	(削除) ○ 自治会、自主防災組織 ○ 消防団 ○ 民生委員・児童委員 ○ 君津市社会福祉協議会(地区社会福祉協議会) ○ 警察署 ○ 君津市介護支援専門員協議会 ※君津市避難行動要支援者避難支援計画 第1章第3に定める。	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な要介護者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者。	名簿作成に必要	本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第2章2	<p>災においても多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応</td> <td>総務部危機管理課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課</td> </tr> <tr> <td>第2 福祉施設における防災対策</td> <td>各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第3 外国人に対する対策</td> <td>総務部危機管理課、企画政策部企画課、政策推進課、公共施設マネジメント課</td> </tr> <tr> <td>第4 災害遺児対策</td> <td>保健福祉部子育て支援課・保育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応</p> <p>危機管理課、厚生課、<u>子育て支援課</u>、保育課、高齢者支援課及び障害福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。</p> <p>なお、災害対策基本法第49条の10～12、第50条及び第56条並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、活用等に係る以下の事項を、本計画又は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">避難支援等関係者の範囲</td> <td>君津市避難行動要支援者避難支援計画第3章第2に定める。 ○ 自治会、自主防災組織 ○ 消防団 ○ 民生委員・児童委員 ○ 社会福祉協議会等の関係機関・団体 (追加)</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</td> <td>自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な高齢者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者</td> </tr> <tr> <td>名簿作成に必要</td> <td>本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第2章_</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課	第2 福祉施設における防災対策	各施設管理者	第3 外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画課、政策推進課、公共施設マネジメント課	第4 災害遺児対策	保健福祉部子育て支援課・保育課	避難支援等関係者の範囲	君津市避難行動要支援者避難支援計画第3章第2に定める。 ○ 自治会、自主防災組織 ○ 消防団 ○ 民生委員・児童委員 ○ 社会福祉協議会等の関係機関・団体 (追加)	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な高齢者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者	名簿作成に必要	本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第2章_
項 目	担 当																																
第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども家庭センター・保育課																																
第2 福祉施設における防災対策	各施設管理者																																
第3 外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、政策推進課、公共施設マネジメント課																																
第4 災害遺児対策	健康こども部こども政策課・保育課																																
避難支援等関係者の範囲	(削除) ○ 自治会、自主防災組織 ○ 消防団 ○ 民生委員・児童委員 ○ 君津市社会福祉協議会(地区社会福祉協議会) ○ 警察署 ○ 君津市介護支援専門員協議会 ※君津市避難行動要支援者避難支援計画 第1章第3に定める。																																
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な要介護者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者。																																
名簿作成に必要	本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第2章2																																
項 目	担 当																																
第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課																																
第2 福祉施設における防災対策	各施設管理者																																
第3 外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画課、政策推進課、公共施設マネジメント課																																
第4 災害遺児対策	保健福祉部子育て支援課・保育課																																
避難支援等関係者の範囲	君津市避難行動要支援者避難支援計画第3章第2に定める。 ○ 自治会、自主防災組織 ○ 消防団 ○ 民生委員・児童委員 ○ 社会福祉協議会等の関係機関・団体 (追加)																																
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な高齢者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者																																
名簿作成に必要	本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第2章_																																

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
な個人情報及び入手方法	<p>(1) に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○ 民生委員・児童委員等の収集情報を活用 	な個人情報及び入手方法	<p>第1に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○ 民生委員・児童委員等の収集情報を活用
名簿の提供、更新	本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画第2章2及び3に定める	名簿の提供、更新	本項1の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第2章・第2に定める。 ○ 避難支援等関係者への名簿の提供を同意する方に対し、同意申請書の提出を求める。 ○ 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、把握する要支援者に登録申請を働きかける。
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	<p>本項1の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画第2章4に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実に速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。 	名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	<p>本項1の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第2章・第3～第4に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実に速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。
避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の7に定める。	避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の6に定める。
避難支援等関係者の安全措置	本項の2に定める。	避難支援等関係者の安全措置	本項の2に定める。
<p>1 避難行動要支援者の把握</p> <p>災害による犠牲者となりやすい要介護者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えておく。</p> <p>なお、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等</p>		<p>1 避難行動要支援者の把握</p> <p>災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えておく。</p> <p>その際、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等</p>	

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第49条の10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 個別避難計画の策定</p> <p><u>(1) 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>ア 作成に係る方針及び体制等</u></p> <p>個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）、地域支援者、避難支援等関係者及び市で連携して作成する。</p> <p><u>イ 個別避難計画の記載事項</u></p> <p>個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。</p> <p><u>① 避難支援等を行う地域支援者（複数名）</u></p> <p><u>② 災害指定区域の有無（土砂災害警戒区域、浸水区域）</u></p> <p><u>③ 避難支援等の方法や避難経路、避難場所</u></p> <p><u>④ 避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）</u></p> <p><u>⑤ 本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）</u></p> <p><u>⑥ その他避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項</u></p> <p><u>ウ 個別避難計画のバックアップ</u></p> <p>庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、地域支援者、避難支援等関係者が適</p>	<p>日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第49条の10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握しておく。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。</p> <p><u>エ 個別避難計画情報の適正管理</u></p> <p>国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</p> <p><u>(2) 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供</u></p> <p><u>個別避難計画は市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者で共有する。</u></p> <p><u>(3) 個別避難計画の更新</u></p> <p><u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を考慮し、適宜、個別避難計画を更新する。</u></p> <p><u>(4) 個別避難計画未作成者の支援体制の整備</u></p> <p><u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</u></p> <p><u>4 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>5 避難施設等の整備</u> (略)</p> <p><u>6 防災知識の普及、防災訓練の充実</u> (略)</p> <p><u>7 避難指示等の情報伝達</u></p> <p><u>要介護者や障害者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図れるようにしておく。</u></p>	<p><u>3 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>4 避難施設等の整備</u> (略)</p> <p><u>5 防災知識の普及、防災訓練の充実</u> (略)</p> <p><u>6 避難指示(緊急)等の情報伝達</u></p> <p><u>高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示(緊急)等の周知を図れるようにしておく。</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>8 避難計画 (略)</p> <p>(1) 避難誘導 ①～④ (略) ⑤ 要介護者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難後の対応 要介護者や障害者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第2章 第7節 第4の3参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。 また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。 応急仮設住宅への入居については、<u>要介護者</u>・障害者等の避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。</p> <p>第2 福祉施設における防災対策</p> <p>1 施設の安全対策 (略)</p> <p>2 組織体制の整備 (略)</p> <p>3 防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時こと</p>	<p>7 避難計画 (略)</p> <p>(1)～(3) (略) ①～④ (略) ⑤ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難後の対応 高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第2章 第7節 第4の3参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。 また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。 応急仮設住宅への入居については、<u>高齢者</u>・障害者等の避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。</p> <p>第2 福祉施設における防災対策</p> <p>1 施設の安全対策 (略)</p> <p>2 組織体制の整備 (略)</p> <p>3 防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時こと</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>るべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的実施する。</p> <p>また、施設職員や入所者が、<u>災害時の切迫した状況下</u>においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。</p> <p>4 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (略)</p> <p>(1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下避難行動要支援者及び要配慮者とする）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が災害時に適切に対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。</p> <p>情報伝達系統図は以下のとおりとし、<u>防災行政無線（戸別受信機を含む）、安心安全メール、SNS</u>等を用いて、情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 外国人に対する対策</p> <p>1 防災知識の普及・防災訓練の充実</p> <p>危機管理課、企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が<u>災害時に迅速かつ的確な対応</u>ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語による広報の充実 ○ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ○ 外国人を含めた防災訓練・防災教育 ○ 翻訳機器の配置やアプリの活用など </div> <p>2 避難場所等における対応</p>	<p>るべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的実施する。</p> <p>また、施設職員や入所者が、<u>発災時の切迫した状況下</u>においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。</p> <p>4 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (略)</p> <p>(1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下避難行動要支援者及び要配慮者とする）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が災害時に適切に対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。</p> <p>情報伝達系統図は以下のとおりとし、<u>電話、FAX、防災行政無線（戸別受信機を含む）</u>等を用いて、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告情報</u>などの防災情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 外国人に対する対策</p> <p>1 防災知識の普及・防災訓練の充実</p> <p>危機管理課、企画課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が<u>発災時に迅速かつ的確な対応</u>ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語による広報の充実 ○ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ○ 外国人を含めた防災訓練・防災教育 </div> <p>2 避難場所等における対応</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について関係団体と連携しておく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第4 災害遺児対策</p> <p>こども家庭センターは、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。</p> <p style="text-align: center;">第8節 調査研究計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>企画課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について関係団体と連携しておく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第4 災害遺児対策</p> <p>子育て支援課、保育課は、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。</p> <p style="text-align: center;">第8節 調査研究計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

第2章 震災応急対策計画

最新案				現行					
第1節 災害応急活動体制				第1節 災害応急活動体制					
(略)				(略)					
第1 職員の動員・配備				第1 職員の動員・配備					
■配備基準				■配備基準					
配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員	配備体制	配備時期	配備の内容	配備職員		
警戒体制	第1配備	1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を公表したとき。 【自動配備】	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、農林土木課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所	警戒体制	第1配備	1 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を公表したとき。 【自動配備】	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、 <u>農林整備課</u> 、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所
	第2配備	1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき。 【自動配備】 2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を公表したとき。 【自動配備】 3 市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたとき、市長が認めたとき。	第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、 <u>全連絡員及び原則各課等1名以上の職員</u>		第2配備	1 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき。 【自動配備】 2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報を公表したとき。 【自動配備】 3 上記1において、市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたとき、市長が認めたとき	第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、 <u>全連絡員及び各課1名以上の職員</u>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行					
	配備体制	配備時期	配備の内容		配備体制	配備時期	配備の内容		配備職員
災害対策本部体制	第3配備	1 市役所に設置されている震度計が5強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5強と発表したとき。 【自動配備】 2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 3 地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。 4 市内で長周期地震動の階級3が観測されたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の1で別に定める。）	災害対策本部体制	第3配備	1 市役所に設置されている震度計が5強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5強と発表したとき。 【自動配備】 2 気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 3 地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき (新規)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の1で別に定める。）
	第4配備	1 市役所に設置されている震度計が6弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6弱と発表したとき。 【自動配備】 2 地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。 3 市内で長周期地震動の階級4が観測されたとき。	第3配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の2で別に定める。）		第4配備	1 市役所に設置されている震度計が6弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6弱と発表したとき。 【自動配備】 2 地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき (新規)	第3配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の3分の2で別に定める。）
	第5配備	1 市役所に設置されている震度計が6強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6強以上と発表したとき。	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全 員		第5配備	1 市役所に設置されている震度計が6強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を6強以上と発表したとき	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全 員

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
		【自動配備】 2 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき。				【自動配備】 2 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき	
※配備時期については、各項目のいずれかの場合とする。				(新規)			
1 配備体制 (略)				1 配備体制 (略)			
2 動員・配備の方法 (1) (略) (2) 動員による参集 (略)				2 動員・配備の方法 (1) (略) (2) 動員による参集 (略)			
■動員の経路				■動員の経路			
【勤務時間内】 ○ 計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。 ↓ ○ 本部員会議（関係部長会議）を開催する。 ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。 ↓ ○ 本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。 ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。 ↓ ○ 人事班（人事課長）から、各部主管課長へ動員配備を指示する。 ↓ ○ 各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する。 ↓ ○ 各部内各課長等から各班員へ動員配備を指示する。				【勤務時間内】 ○ 計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する ↓ ○ 本部員会議（関係部長会議）を開催する ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する ↓ ○ 本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等） ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（職員課長）へ指示する ↓ ○ 人事班（職員課長）から、各部主管課長へ動員配備を指示する ↓ ○ 各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する ↓ ○ 各部内各課長等から各班員へ動員配備を指示する			
【勤務時間外】 ○ 守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する。 ↓ ○ 計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。				【勤務時間外】 ○ 守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する ↓ ○ 計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する			

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部長は、内容により協議の必要を認めるときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する。 <li style="text-align: center;">↓ ○ 本部員会議（関係部長会議）を開催する。 招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。 <li style="text-align: center;">↓ ○ 本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。 <li style="text-align: center;">↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。 <li style="text-align: center;">↓ ○ 人事班（人事課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する。 <li style="text-align: center;">↓ ○ 各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する。 <p>【職員動員連絡網により参集する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う。 </div> <p>3 各部の措置 (略)</p> <p>4 各部の留意事項 (略)</p> <p>5 職員動員の報告 各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（人事課長）に報告する。 報告を受けた人事班（人事課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。 ※資料編 君津市様式2 職員動員報告</p> <p>6 夜間・休日等における留意事項 夜間・休日等の勤務時間外においては、職員の参集が遅れ、迅速に所定の配備体制を確立することが困難な事態も予想される。こうした場合、参集職</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部長は、内容により協議の必要を認めるときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する <li style="text-align: center;">↓ ○ 本部員会議（関係部長会議）を開催する 招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する <li style="text-align: center;">↓ ○ 本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等） <li style="text-align: center;">↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（職員課長）へ指示する <li style="text-align: center;">↓ ○ 人事班（職員課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する <li style="text-align: center;">↓ ○ 各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する <p>【職員動員連絡網により参集する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う </div> <p>3 各部の措置 (略)</p> <p>4 各部の留意事項 (略)</p> <p>5 職員動員の報告 各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（職員課長）に報告する。 報告を受けた人事班（職員課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。 ※資料編 君津市様式2 職員動員報告</p> <p>6 夜間・休日等における留意事項 夜間・休日等の勤務時間外においては、職員の参集が遅れ、迅速に所定の配備体制を確立することが困難な事態も予想される。こうした場合、参集職</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行									
<p>員は、総務部長若しくは計画分析班（危機管理課長）の指示に基づき、所定の配備体制が確立するまで、おおむね次のような初期応急活動を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">本 庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 県及び防災関係機関との連絡 ○ 配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ 参集したその他の職員の指揮 ○ その他必要な事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">行政センター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 本庁及び各市民センター等との連絡 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ その他必要な事項 </td> </tr> </table> <p>7 職員の服務 (略) (1)～(2) (略)</p> <p>第2 警戒体制 1 警戒体制の確立 地震時には、<u>第2章第1節第1</u>の<u>配備基準</u>に基づき必要な警戒体制を確立する。</p>	本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 県及び防災関係機関との連絡 ○ 配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ 参集したその他の職員の指揮 ○ その他必要な事項 	行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 本庁及び各市民センター等との連絡 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ その他必要な事項 	<p>員は、総務部長若しくは計画分析班（危機管理課長）の指示に基づき、所定の配備体制が確立するまで、おおむね次のような初期応急活動を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">本 庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 県及び防災関係機関との連絡 ○ 配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ 参集したその他の職員の指揮 ○ その他必要な事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">行政センター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 本庁及び各センター等との連絡 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ その他必要な事項 </td> </tr> </table> <p>7 職員の服務 (略) (1)～(2) (略)</p> <p>第2 警戒体制 1 警戒体制の確立 地震時には、<u>次の基準</u>に基づき必要な警戒体制を確立する。<u>配備職員は配備基準のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> ○ 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき 【自動配備】 </td> </tr> </table>	本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 県及び防災関係機関との連絡 ○ 配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ 参集したその他の職員の指揮 ○ その他必要な事項 	行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 本庁及び各センター等との連絡 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ その他必要な事項 	○ 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき 【自動配備】
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 県及び防災関係機関との連絡 ○ 配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ 参集したその他の職員の指揮 ○ その他必要な事項 									
行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 本庁及び各市民センター等との連絡 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ その他必要な事項 									
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 県及び防災関係機関との連絡 ○ 配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ 参集したその他の職員の指揮 ○ その他必要な事項 									
行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○ 防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○ 本庁及び各センター等との連絡 ○ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○ 市民対応 ○ その他必要な事項 									
○ 市役所に設置されている震度計が5弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5弱と発表したとき 【自動配備】										

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>2 警戒体制の内容 (略)</p> <p>3 警戒体制における活動内容 (略)</p> <p>第3 災害対策本部体制</p> <p>1 設置基準</p> <p>市長は、第2章第1節第1の<u>配備基準</u>により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 なお、市長が不在等の場合は、副市長又は危機管理監が代行する。</p> <p>2 本部の設置 (略)</p> <p>3 本部の廃止</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ <u>上記において、市域の震度が4以下であっても、大きな被害が生じたとき市長が認めたとき</u></p> <p>○ <u>気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報又は「津波」の津波警報を公表したとき</u> 【自動配備】</p> <p>○ <u>[東海地震]</u> <u>気象庁において、東海地震注意情報を公表したとき</u> 【自動配備】</p> </div> <p>2 警戒体制の内容 (略)</p> <p>3 警戒体制における活動内容 (略)</p> <p>第3 災害対策本部体制</p> <p>1 設置基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ <u>市役所に設置されている震度計が5強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を5強以上と発表したとき</u> 【自動配備】</p> <p>○ <u>気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を公表したとき</u> 【自動配備】</p> <p>○ <u>地震若しくは津波により局地的若しくは大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合等で、本部長（市長）が必要と認めたとき</u></p> <p>○ <u>気象庁において、東海地震予知情報が発表されたとき</u> 【自動配備】</p> </div> <p>市長は、<u>次の基準</u>により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。<u>配備職員は配備基準のとおりとする。</u> なお、市長が不在等の場合は、副市長又は危機管理監が代行する。</p> <p>2 本部の設置 (略)</p> <p>3 本部の廃止</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>4 設置（又は廃止）の通知</p> <p>(略)</p> <p>5 組織・運営等</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本部の運営</p> <p>① 本部会議の開催</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 協議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ <u>災害対策の基本方針に関すること</u></p> <p>○ <u>具体的な災害対策や活動体制に関すること</u></p> <p>○ 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること</p> <p>○ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○ その他災害対策の重要事項に関すること</p> </div> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 設置（又は廃止）の通知</p> <p>(略)</p> <p>5 組織・運営等</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本部の運営</p> <p>① 本部会議の開催</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 協議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>(新規)</u></p> <p>○ 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること</p> <p>○ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること</p> <p>○ <u>災害対策経費の処理に関すること</u></p> <p>○ <u>災害救助法の適用の意見に関すること</u></p> <p>○ その他災害対策の重要事項に関すること</p> </div> <p>(略)</p>

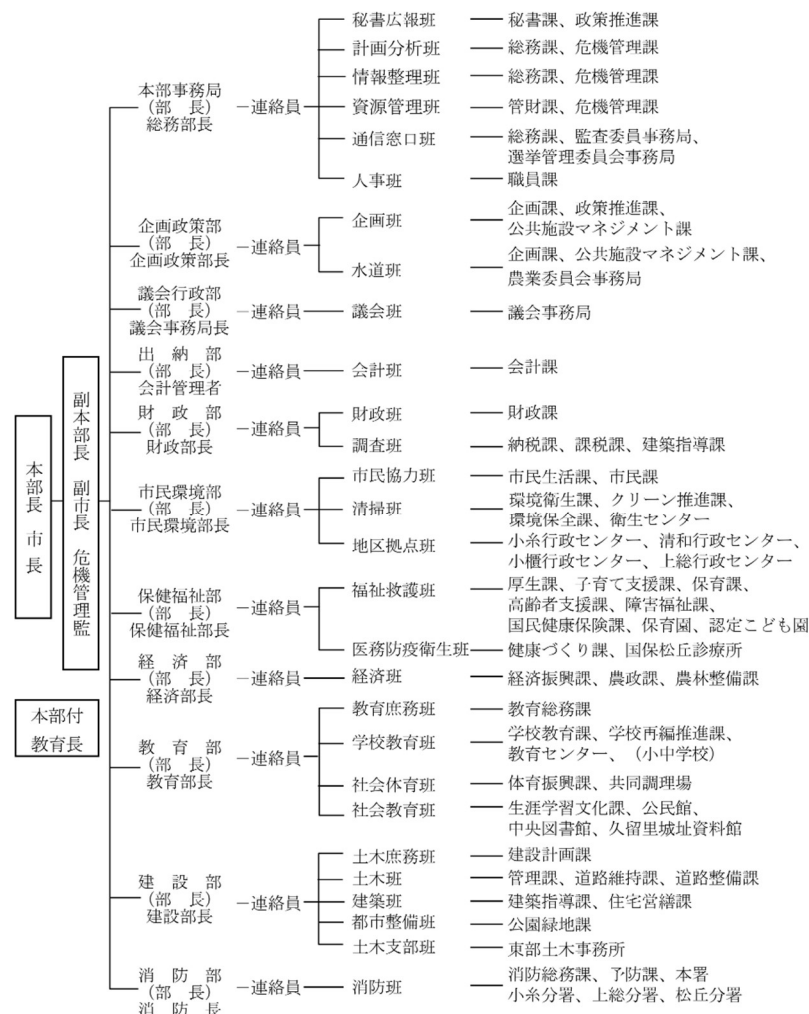
君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

(3) 組織編成



(略)

(3) 組織編成



(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
(4) 本部事務分掌				(4) 本部事務分掌			
	部 名	担当課名	分 担 任 務		部 名	担当課名	分 担 任 務
本 部 事務局 (総務部) (企画政策 部)	秘 書 広報班	秘書課 政策推進課	(略)	本 部 事務局	秘 書 広報班	秘書課 政策推進課	(略)
	計 画 分析班	総務課 危機管理課	(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置並びに本部会議の運営に関する こと (2) 本部長からの指示事項・命令の伝達に関する こと (3) 避難情報の発令に関する こと (4) 自衛隊の派遣要請等応援要請に関する こと (5) 自主防災組織への協力要請に関する こと (6) 各部との連絡調整に関する こと (7) 災害救助法等事務の総括に関する こと		計 画 分析班	総務課 危機管理課	(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置並びに本部会議の運営に関する こと (2) 本部長からの指示事項・命令の伝達に関する こと (3) 避難に関する発令に関する こと (4) 自衛隊の派遣要請等応援要請に関する こと (5) 自主防災組織への協力要請に関する こと (6) 各部との連絡調整に関する こと (7) 災害救助法等事務の総括に関する こと
	情 報 整理班	危機管理課 DX推進課	(略)		情 報 整理班	総務課 危機管理課	(略)
	資 源 管理班	管財課 危機管理課	(削除) (1) 備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関する こと (2) 災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関する こと (3) 庁舎の警備に関する こと		資 源 管理班	管財課 危機管理課	(1) 市有財産の被害調査に関する こと (2) 備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関する こと (3) 災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関する こと (4) 庁舎の警備に関する こと
	通 信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(略)		通 信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(略)
	人事班	人事課	(略)		人事班	職員課	(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
企 画 政策部 (農業委員 会事務局)	企画班	企画調整課 公共施設マネジメント課	(略)	企 画 政策部	企画班	企画課 政策推進課 公共施設マネジメント課	(略)
	水道班	企画調整課 公共施設マネジメント課 農業委員会事務局	(略)		水道班	企画課 公共施設マネジメント課 農業委員会事務局	(略)
議 会 行政部	議会班	議会事務局	(略)	議 会 行政部	議会班	議会事務局	(略)
出納部	会計班	会計課	(略)	出納部	会計班	会計課	(略)
財政部	財政班	財政課	(略)	財政部	財政班	財政課	(略)
	調査班	納税課 課税課 建築課	(略)		調査班	納税課 課税課 建築指導課	(略)
市 民 生活部	市民協力 班	市民活動支援課 市民課 <u>清和地区拠点施設整備推進室</u>	(略)	市 民 環境部	市民協力 班	市民生活課 市民課	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)		清掃班	環境衛生課 クリーン推進課 環境保全課 衛生センター	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 災害地のごみ収集に関すること (3) 災害地のし尿収集処理に関すること (4) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (5) 環境汚染の防止に関すること (6) ペット等動物対策に関すること
	地 区 拠点班	小糸地域市民センター 清和地域市民センター 小櫃地域市民センター 上総地域市民センター	(略)		地 区 拠点班	小糸行政センター 清和行政センター 小櫃行政センター 上総行政センター	(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
福祉部 (健康こども部) (市民生活部)	福祉救護班 (避難行動要支援者班)	厚生課 高齢者支援課 障害福祉課 介護保険課 子ども政策課 子ども家庭センター (子ども家庭相談室) 保育課 保育園 認定子ども園 国保年金課	(1) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関すること (2) 福祉避難所(民間)の開設及び維持管理に関すること (削除) (3) 義援金の配分・支給に関すること (4) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (5) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (6) 遺体の収容及び処理に関すること (7) 災害時の応急保育に関すること (8) 避難行動要支援者に関すること (9) ボランティアに関すること	保健福祉部	福祉救護班 (避難行動要支援者班)	厚生課 子育て支援課 保育課 高齢者支援課 障害福祉課 国民健康保険課 保育園 認定子ども園	(1) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関すること (2) 福祉避難所(民間)の開設及び維持管理に関すること (3) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (4) 義援金の配分・支給に関すること (5) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (6) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (7) 遺体の収容及び処理に関すること (8) 災害時の応急保育に関すること (9) 避難行動要支援者に関すること (10) ボランティアに関すること
健康こども部 (市民生活部)	医務防疫衛生班	健康づくり課 子ども家庭センター (すこやか親子推進室) 国保松丘診療所	(1) り災者の医療、救護及び助産に関すること (2) 災害地の防疫に関すること (3) 衛生関係被害状況の調査、本部事務局等への報告に関すること (4) 福祉避難所(公共)の開設及び維持管理に関すること	保健福祉部	医務防疫衛生班	健康づくり課 国保松丘診療所	(1) り災者の医療、救護及び助産に関すること (2) 災害地の防疫に関すること (3) 衛生関係被害状況の調査、本部事務局等への報告に関すること (4) 福祉避難所の開設及び維持管理に関すること

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
経 済 環 境 部	経済班	経済振興課 農政課	<p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 商工業者の被害調査及び融資に関する こと</p> <p>(2) 観光施設の被害調査に関する こと</p> <p>(3) 商工会議所等関係団体との連絡調整 に関する こと</p> <p>(4) 食料及び生活必需品の調達に関する こと</p> <p>(5) 義援品及び救援物資の受入・管理に 関すること</p> <p>(6) 農作物、畜産等の被害調査及び被災 者の救援に関する こと</p> <p>(7) 農協及び生産者団体との連絡調整に 関すること</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(8) 避難所（所管施設）の開設及び維持 管理に関する こと</p>	経済部	経済班	経済振興課 農政課 農林整備課	<p>(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事 務事業の取りまとめ及び本部事務局等 への報告に関する こと</p> <p>(2) 商工業者の被害調査及び融資に関す ること</p> <p>(3) 観光施設の被害調査に関する こと</p> <p>(4) 商工会議所等関係団体との連絡調整 に関する こと</p> <p>(5) 生活必需品の調達、義援品及び救援 物資の受入・管理に関する こと</p> <p>(6) 食料の調達に関する こと</p> <p>(7) 農作物、畜産等の被害調査及び被災 者の救援に関する こと</p> <p>(8) 農協及び生産者団体との連絡調整に 関すること</p> <p>(9) 農林土木に関する災害対策及び復旧 に関する こと</p> <p>(10) 避難所（所管施設）の開設及び維持 管理に関する こと</p>
	清掃班	環境衛生課 環境保全課 環境グリーン推進課	<p>(1) 災害地のごみ収集に関する こと</p> <p>(2) 災 害地のし尿収集処理に関する こと</p> <p>(3) 応急仮設便所の設置及び維持管理に 関すること</p> <p>(4) 環境汚染の防止に関する こと</p> <p>(5) ペット等動物対策に関する こと</p>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
建設部	土木 庶務班	建設計画課	<u>(削除)</u> (1) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (2) 被災宅地の危険度判定に関すること	土木 庶務班	建設計画課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (3) 被災宅地の危険度判定に関すること	
	土木班	管理課 道路維持課 道路整備課 農林土木課	(1) 道路(緊急輸送路の確保含む)、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) 災害時の道路管理に関すること (3) 緊急輸送路の確保に関すること (4) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (5) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (6) 宅地の危険度判定に関すること (7) 水防に関すること (8) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (9) 障害物の除去に関すること (10) <u>農林土木に関する災害対策及び復旧に関すること</u>	土木班	管理課 道路維持課 道路整備課	(1) 道路(緊急輸送路の確保含む)、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) 災害時の道路管理に関すること (3) 緊急輸送路の確保に関すること (4) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (5) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (6) 宅地の危険度判定に関すること (7) 水防に関すること (8) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (9) 障害物の除去に関すること (新規)	
	建築班	<u>公共施設マネジメント課</u> 建築課	(略)	建築班	建築指導課 住宅営繕課	(略)	
	都市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること	都市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること	
	土木 支部班	東部土木事務所	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること <u>(削除)</u> (4) 水防に関すること (5) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (6) 障害物の除去に関すること	土木 支部班	東部土木事務所	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (4) 宅地の危険度判定に関すること (5) 水防に関すること (6) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (7) 障害物の除去に関すること	

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
教育部 (健康こども部)	教育 庶務班	教育総務課	<u>(削除)</u> (1) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関すること (2) 教育関係施設の災害復旧に関すること	教育部	教育 庶務班	教育総務課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関すること (3) 教育関係施設の災害復旧に関すること
	学 校 教育班	学校教育課 学校再編推進課 教育センター (小・中学校)	(略)		学 校 教育班	学校教育課 学校再編推進課 教育センター (小・中学校)	(略)
	社 会 体育班	スポーツ推進課 共同調理場	(略)		社 会 体育班	体育振興課 共同調理場	(略)
	社 会 教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(略)		社 会 教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(略)
消防部	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	<u>(削除)</u> (1) 消防活動に関すること (2) 救急・救助に関すること (3) 消防団員の動員に関すること (4) 行方不明者の捜索に関すること (5) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (6) 消防の相互応援に関すること (7) 気象情報の収集に関すること	消防部	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び報告に関すること (2) 消防活動に関すること (3) 救急・救助に関すること (4) 消防団員の動員に関すること (5) 行方不明者の捜索に関すること (6) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (7) 消防の相互応援に関すること (8) 気象情報の収集に関すること
各部・各班共通		各課等	(1) 職員の安否、参集状況、参集時の被害状況の報告に関すること (2) 所管施設の保全、利用者の安全確保、被害調査・報告等に関すること	<u>(新規)</u>			
<p>※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務につ</p>							

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																								
<p>いては、各部班等において、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努めること。</p> <p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・伝達計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報連絡体制</td> <td>情報整理班、各部、関係機関</td> </tr> <tr> <td>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</td> <td>情報整理班、消防班</td> </tr> <tr> <td>第3 被害状況の収集・報告</td> <td>各部各班</td> </tr> <tr> <td>第4 市民等からの災害情報への対応</td> <td>情報整理班</td> </tr> <tr> <td>第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供</td> <td>市民協力班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 情報連絡体制</p> <p>1 災害時優先電話・連絡責任者の指定</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p>2 本部連絡員の派遣</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p>3 非常・緊急電報</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) (略)</p> <p>4 有線通信が途絶した場合の措置</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 利用可能な無線網</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p>	項 目	担 当	第1 情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関	第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達	情報整理班、消防班	第3 被害状況の収集・報告	各部各班	第4 市民等からの災害情報への対応	情報整理班	第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班	<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・伝達計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報連絡体制</td> <td>情報整理班、各部、関係機関</td> </tr> <tr> <td>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</td> <td>情報整理班、消防班</td> </tr> <tr> <td>第3 被害状況の収集・報告</td> <td>各部各班</td> </tr> <tr> <td>第4 市民等からの災害情報への対応</td> <td>情報整理班</td> </tr> <tr> <td>第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供</td> <td>市民協力班、地区拠点班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 情報連絡体制</p> <p>1 災害時優先電話・連絡責任者の指定</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p>2 本部連絡員の派遣</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p>3 非常・緊急電報</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) (略)</p> <p>4 有線通信が途絶した場合の措置</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 利用可能な無線網</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p>	項 目	担 当	第1 情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関	第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達	情報整理班、消防班	第3 被害状況の収集・報告	各部各班	第4 市民等からの災害情報への対応	情報整理班	第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班、地区拠点班
項 目	担 当																								
第1 情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関																								
第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達	情報整理班、消防班																								
第3 被害状況の収集・報告	各部各班																								
第4 市民等からの災害情報への対応	情報整理班																								
第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班																								
項 目	担 当																								
第1 情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関																								
第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達	情報整理班、消防班																								
第3 被害状況の収集・報告	各部各班																								
第4 市民等からの災害情報への対応	情報整理班																								
第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班、地区拠点班																								

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行												
<p>■通信連絡系統</p> <p>千葉県防災行政無線 消防防災無線 中央防災無線</p> <p>千葉県 防災情報システム</p> <p>市町村防災無線 消防・警察無線 口頭伝達 等</p>	<p>■通信連絡系統</p> <p>千葉県防災情報システム 有線又は口頭 無線</p>												
<p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>■地震情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報 (警報)</td> <td>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域を発表する。 本市の地域名は、千葉県南部である。</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	緊急地震速報 (警報)	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域を発表する。 本市の地域名は、千葉県南部である。	震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺	<p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>■地震情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報</td> <td>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報	震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名
種 類	内 容												
緊急地震速報 (警報)	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域を発表する。 本市の地域名は、千葉県南部である。												
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺												
種 類	内 容												
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報												
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名												

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
	<p>れの検知時刻を発表する。</p>		<p>と地震の発生時刻を発表</p>
震源に関する情報	<p>震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</p> <p>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</p>	(新規)	(新規)
震源・震度に関する情報	<p>地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p>	震源・震度に関する情報	<p>地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>
各地の震度に関する情報	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない地点名を発表する。</p>	各地の震度に関する情報	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</p> <p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外の津波の影響に関しても記述して発表する。</p>	遠地地震に関する情報	<p>(新規)</p> <p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外の津波の影響に関しても記述して発表</p>
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>	その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
推定震度分布図	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p>	推定震度分布図	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</p>
長周期地震動に関する観測情報	<p>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</p>	(新規)	(新規)
<p>■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>		<p>■津波予報・情報の種類</p>	

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行					
種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ		予報・情報の種類	解 説	発表される津波の高さ		
			数値での発表 (津波高さ 予想区分)	巨大地震の 場合の発表			数値での発表 (津波高さ 予想区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報 <u>(特別 警報)</u>	予想される 津波の高さが 高いところで 3mを超える 場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	大津波警報	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超	巨大	
			10m (5m<予想高さ≤10m)				10m		
			5m (3m<予想高さ≤5m)				5m		
津波 警報	予想される 津波の高さが 高いところで 1mを超え、 3m以下の場 合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m	高い	
津波 注意報	予想される 津波の高さが 高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合 であって、津 波による災害 のおそれがあ る場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)	津波注意報	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m	(表記 しない)	
			津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報				各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表		
			各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報				主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表(※1)		
			津波観測に関する情報				実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表(※2)		
					沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表			

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>■津波情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td style="padding: 2px;">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各地の満潮時刻・津波の到達予想</td> <td style="padding: 2px;">主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。	各地の満潮時刻・津波の到達予想	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。	<p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>(略)</p> <p>(新規)</p>
種類	内容						
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。						
各地の満潮時刻・津波の到達予想	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。						

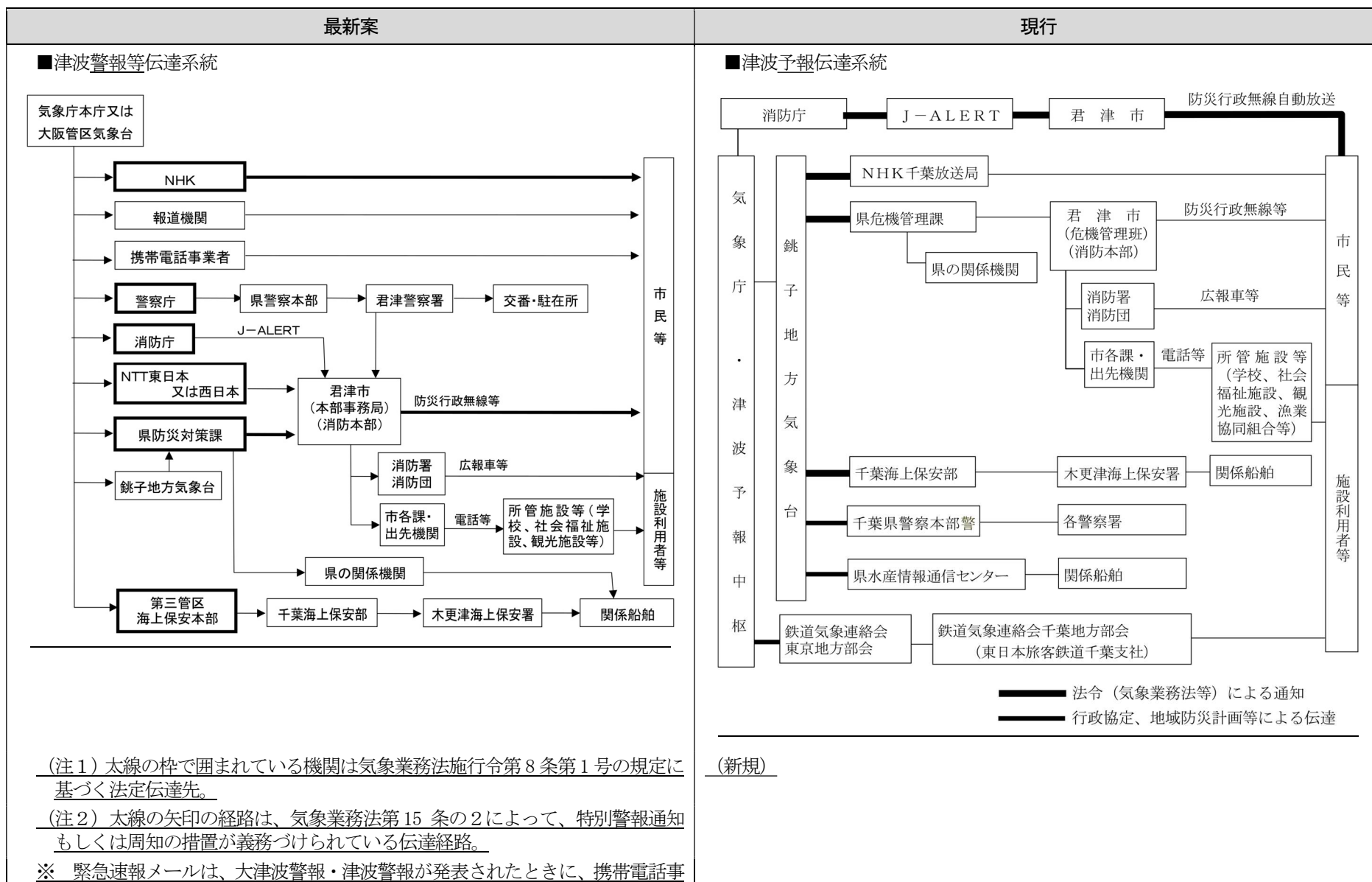
君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">時刻に関する情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。 (※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※2)</td> </tr> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>■沿岸で推定される津波の高さの発表内容 (略)</p> <p>■最大波の観測値の発表内容 (略)</p>	時刻に関する情報		津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。 (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※2)	<p>(略)</p> <p>■沿岸で推定される津波の高さの発表内容 (略)</p> <p>■最大波の観測値の発表内容 (略)</p>
時刻に関する情報							
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。 (※1)						
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※2)						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行								
<p>■津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。	<p>(新規)</p>
発表基準	内容								
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。								
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。								
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。								

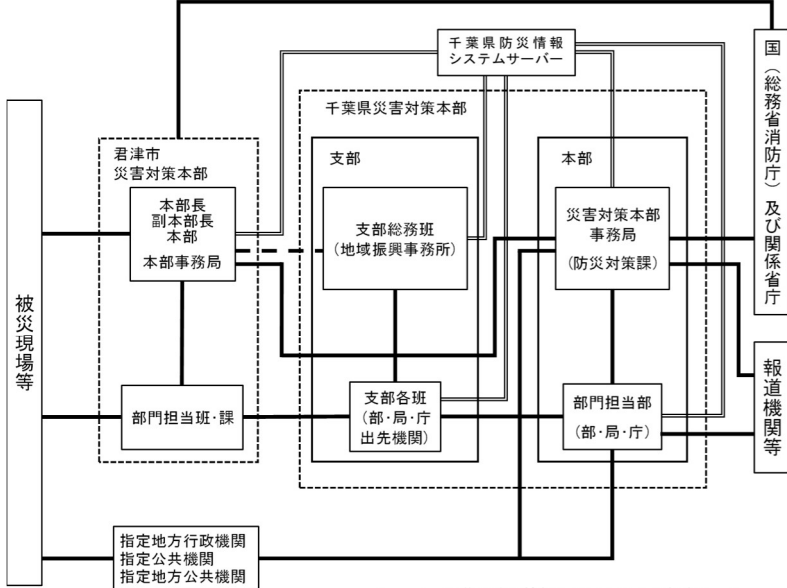
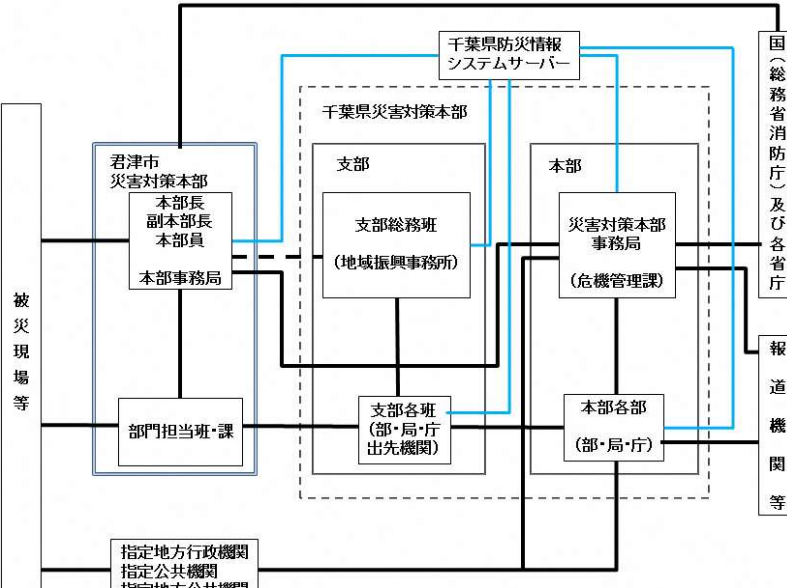
君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表



君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<p>業者から関係するエリアに配信される。</p> <p>2 地震及び津波に関する情報等の伝達 (略)</p> <p>3 市の情報収集体制 (略)</p> <p>4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の活用 (略)</p> <p>第3 被害状況の収集・報告 (略)</p> <p>1 発生情報の報告 (略)</p> <p>2 被害状況の収集 (略)</p> <p>3 被害状況の取りまとめ (略)</p> <p>4 県への報告 (1) 県への報告 (略)</p>	<p>2 地震及び津波に関する情報等の伝達 (略)</p> <p>3 市の情報収集体制 (略)</p> <p>4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の活用 (略)</p> <p>第3 被害状況の収集・報告 (略)</p> <p>1 発生情報の報告 (略)</p> <p>2 被害状況の収集 (略)</p> <p>3 被害状況の取りまとめ (略)</p> <p>4 県への報告 (1) 県への報告 (略)</p> <p>■<u>県へ報告すべき情報の区分</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">報告の区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>災害緊急報告</u></td> <td style="text-align: center;">災害を覚知したとき、その情報を直ちに報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>災害総括報告 (その1)</u></td> <td style="text-align: center;">県からの指示に基づき、一定時刻までに報告 (原則として毎日9時及び15時)</td> </tr> </tbody> </table>	報告の区分	報告の時期	<u>災害緊急報告</u>	災害を覚知したとき、その情報を直ちに報告	<u>災害総括報告 (その1)</u>	県からの指示に基づき、一定時刻までに報告 (原則として毎日9時及び15時)
報告の区分	報告の時期						
<u>災害緊急報告</u>	災害を覚知したとき、その情報を直ちに報告						
<u>災害総括報告 (その1)</u>	県からの指示に基づき、一定時刻までに報告 (原則として毎日9時及び15時)						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行		
<p>■ 県に報告すべき事項 (略)</p> <p>(2) 報告の責任者 (略)</p> <p>(3) 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。</p> <p>■ 被害情報の収集報告系統</p>  <p>凡例： 千葉県防災情報システムによる報告ルート 電話・FAX等による報告ルート(主) 電話・FAX等による報告ルート(主ルート途絶時)</p>	<table border="1" data-bbox="1153 247 2016 327"> <tr> <td>災害総括報告 (その2)</td> <td>災害応急対策が終了した後、10日以内に報告する。災害復旧計画の基礎資料となる。</td> </tr> </table> <p>■ 県に報告すべき事項 (略)</p> <p>(2) 報告の責任者 (略)</p> <p>(3) 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。</p> <p>■ 被害情報の収集報告系統</p>  <p>凡例： 千葉県防災情報システムによる報告ルート 電話・FAX等による報告ルート(主) 電話・FAX等による報告ルート(主ルート途絶時)</p>	災害総括報告 (その2)	災害応急対策が終了した後、10日以内に報告する。災害復旧計画の基礎資料となる。
災害総括報告 (その2)	災害応急対策が終了した後、10日以内に報告する。災害復旧計画の基礎資料となる。		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(4) 直接即報</p> <p>震度5強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合にあつては、火災・災害等即報要領により、被害の有無を問わず第一報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>また、<u>大規模災害</u>により消防機関へ通報が殺到したとき、119番件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>(5) <u>留意すべき事項</u></p> <p>① <u>情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。</u></p> <p>② <u>被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。</u></p> <p>③ <u>り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。</u></p> <p>④ <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。</u></p> <p>(6) <u>勤務時間内における国及び県への連絡方法</u></p> <p>① 総務省消防庁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室） F A X 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ " ）</p> <p>○ 一般加入電話 電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）</p> </div>	<p>(4) 直接即報</p> <p>震度5強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合にあつては、火災・災害等即報要領により、被害の有無を問わず第一報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>また、<u>同時多発の火災等</u>により消防機関へ通報が殺到したとき、<u>震度6弱以上の地震の場合</u>は、119番件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>（略）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) <u>勤務時間内における国及び県への連絡方法</u></p> <p>① 総務省消防庁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室） F A X 048-500-90-49033（衛星系）（ " ）</p> <p>○ 一般加入電話 電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）</p> </div>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> F A X 03-5253-7537 (") </div> <p>② 千葉県</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○ 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (県防災対策課) F A X 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (") ○ 一般加入電話 電話 043-223-2175 (県防災対策課) F A X 043-222-1127 (") </div> <p>(7) 勤務時間外における国及び県への連絡方法</p> <p>休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。</p> <p>① 総務省消防庁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49012 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) (消防庁宿直室) F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) (") ○ 一般加入電話 電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室) F A X 03-5253-7553 (") </div> <p>② 千葉県</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○ 県防災行政無線 電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室) F A X 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (") ○ 一般加入電話 電話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室) F A X 043-222-5219 (") </div> <p>以上のほか、被害情報等の県への報告に関する具体的な運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> F A X 03-5253-7537 (") </div> <p>② 千葉県</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○ 県防災行政無線 電話 500-7314 (地上系) 012-500-7314 (衛星系) (県危機管理課) F A X 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (") ○ 一般加入電話 電話 043-223-2175 (県危機管理課) F A X 043-222-1127 (") </div> <p>(6) 勤務時間外における国及び県への連絡方法</p> <p>休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。</p> <p>① 総務省消防庁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 048-500-90-49102 (衛星系) (消防庁宿直室) F A X 048-500-90-49036 (衛星系) (") ○ 一般加入電話 電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室) F A X 03-5253-7553 (") </div> <p>② 千葉県</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○ 県防災行政無線 電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室) F A X 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (") ○ 一般加入電話 電話 043-223-2178 (県情報通信管理室) F A X 043-222-5219 (") </div> <p>■ 県への報告一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">報告の種類</th> <th style="width: 50%;">報告の内容</th> <th style="width: 30%;">報告時期・方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>1 庁舎等の状況</td> <td>① 覚知後直ちに</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	報告の内容	報告時期・方法	災害緊急報告	1 庁舎等の状況	① 覚知後直ちに
報告の種類	報告の内容	報告時期・方法					
災害緊急報告	1 庁舎等の状況	① 覚知後直ちに					

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行		
		<p>2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況</p> <p>3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告</p> <p>4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告</p>	<p>② 第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに 〔電話、FAX〕</p>
	災害 総 括 報 告	<p>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告</p> <p>1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数）</p> <p>2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び市民の避難等の状況</p>	<p>① 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</p> <p>② 県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで 〔電話、FAX及び端末入力〕</p>
	確定時 報 告	<p>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。</p> <p>1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数）</p> <p>2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び市民の避難等の状況</p> <p>3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額</p>	<p>応急対策終了後10日以内 〔端末入力及び文書〕</p>
	年 報	<p>4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告</p>	<p>4月20日まで 〔端末入力及び文書〕</p>
	部門別被害額	<p>各部門において所管する施設等の被害額</p>	<p>応急対策終了後10日以内</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行		
	総括報告	害額、産業別被害額を報告	[文書等]
	災害詳細報告	<p style="text-align: center;">(市)</p> <p>災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告</p> <p style="text-align: center;">(部門担当課)</p> <p>農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告</p>	<p>① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</p> <p>② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで</p> <p>[電話、FAX及び端末入力]</p>
	※資料編 被害認定の基準		
<p>第4 市民等からの災害情報への対応</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p>	<p>第4 市民等からの災害情報への対応</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p>		
<p>第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供</p> <p>1 被災者台帳の作成・利用</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 被災者台帳の作成</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">市民協力班は、避難者名簿(第7節第4の4参照)、搜索者名簿(第9節第1の1参照)、遺体処理台帳(第9節第2の2参照)、埋火葬台帳(第9節第2の3参照)、被災者台帳(第11節第5の3参照)、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。</p> <p style="padding-left: 20px;">市長(本部長)は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 被災者台帳の利用</p>	<p>第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供</p> <p>1 被災者台帳の作成・利用</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 被災者台帳の作成</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">市民協力班及び地区拠点班は、避難者名簿(第7節第4の4参照)、搜索者名簿(第9節第1の1参照)、遺体処理台帳(第9節第2の2参照)、埋火葬台帳(第9節第2の3参照)、被災者台帳(第11節第5の3参照)、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。</p> <p style="padding-left: 20px;">市長(本部長)は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 被災者台帳の利用</p>		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>2 安否情報の提供</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 災害時の広報</p> <p>(略)</p> <p>第1 市民への広報活動</p> <p>秘書広報班は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部長の承認を得て、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民に対し次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 災害発生時の広報</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 避難に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示 ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 <p>(2) 被災者に対する広報</p> <p>(略)</p> </div> <p>また、消防班は、秘書広報班の実施する広報活動に協力するほか、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生状況に関する情報 ○ 避難指示の伝達・誘導に関すること ○ その他人心安定を図るために必要な情報 </div> <p>第2 広報活動の方法及び手順</p> <p>1 広報活動の方法</p> <p>秘書広報班は、広報活動について原則として、広報車及びホームページへの掲</p>	<p>(略)</p> <p>2 安否情報の提供</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 災害時の広報</p> <p>(略)</p> <p>第1 市民への広報活動</p> <p>秘書広報班は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部長の承認を得て、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民に対し次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 災害発生時の広報</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 避難に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示・<u>勧告</u> ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 <p>(2) 被災者に対する広報</p> <p>(略)</p> </div> <p>また、消防班は、秘書広報班の実施する広報活動に協力するほか、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生状況に関する情報 ○ <u>避難勧告又は避難指示(緊急)</u>の伝達・誘導に関すること ○ その他人心安定を図るために必要な情報 </div> <p>第2 広報活動の方法及び手順</p> <p>1 広報活動の方法</p> <p>秘書広報班は、広報活動について原則として、防災行政無線、広報車及びホー</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																																				
<p>載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。</p> <p>また、必要に応じて、現場での指示や臨時広報の配布、掲示を行うほか、他の機関又は団体等の応援・協力を求める。</p> <p>なお、広報活動の方法は、次のように選定する。</p> <p>(1) 緊急に伝達する必要があるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">例</td> <td>○ 避難の指示 ○ 災害の発生状況 ○ 火災防止指示</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td>○ 広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、SNS等、現場での指示 ○ 併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請</td> </tr> </table> <p>(2) 一斉に伝達する必要があるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">例</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td>○ 広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、SNS等 ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）</td> </tr> </table> <p>(3) 時期又は地域を限定して伝達するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">例</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td>○ 広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、SNS等 ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）</td> </tr> </table> <p>2 広報の手順</p> <p>広報の内容は、聞き取りまちがいの少ない適切な広報となるよう、簡潔明瞭な文章を用意し、繰り返し実施する。また、市をはじめ公共機関からの広報への注</p>	事	例	○ 避難の指示 ○ 災害の発生状況 ○ 火災防止指示	手	段	○ 広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、SNS等、現場での指示 ○ 併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請	事	例	(略)	手	段	○ 広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、SNS等 ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）	事	例	(略)	手	段	○ 広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、SNS等 ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）	<p>ムページへの掲載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。</p> <p>また、必要に応じて、現場での指示や臨時広報の配布、掲示を行うほか、他の機関又は団体等の応援・協力を求める。</p> <p>なお、広報活動の方法は、次のように選定する。</p> <p>(1) 緊急に伝達する必要があるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">例</td> <td>○ 避難の指示・勧告 ○ 災害の発生状況 ○ 火災防止指示</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td>○ 広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、SNS（<u>ツイッター</u>等）、現場での指示 ○ 併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請</td> </tr> </table> <p>(2) 一斉に伝達する必要があるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">例</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td>○ 広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、SNS（<u>ツイッター</u>等） ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）</td> </tr> </table> <p>(3) 時期又は地域を限定して伝達するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">例</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手</td> <td style="text-align: center;">段</td> <td>○ 広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、SNS（<u>ツイッター</u>等） ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）</td> </tr> </table> <p>2 広報の手順</p> <p>広報の内容は、聞き取りまちがいの少ない適切な広報となるよう、簡潔明瞭な文章を用意し、繰り返し実施する。また、市をはじめ公共機関からの広報への注</p>	事	例	○ 避難の指示・勧告 ○ 災害の発生状況 ○ 火災防止指示	手	段	○ 広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、SNS（ <u>ツイッター</u> 等）、現場での指示 ○ 併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請	事	例	(略)	手	段	○ 広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、SNS（ <u>ツイッター</u> 等） ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）	事	例	(略)	手	段	○ 広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、SNS（ <u>ツイッター</u> 等） ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）
事	例	○ 避難の指示 ○ 災害の発生状況 ○ 火災防止指示																																			
手	段	○ 広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、SNS等、現場での指示 ○ 併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請																																			
事	例	(略)																																			
手	段	○ 広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、SNS等 ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）																																			
事	例	(略)																																			
手	段	○ 広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、SNS等 ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）																																			
事	例	○ 避難の指示・勧告 ○ 災害の発生状況 ○ 火災防止指示																																			
手	段	○ 広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、SNS（ <u>ツイッター</u> 等）、現場での指示 ○ 併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請																																			
事	例	(略)																																			
手	段	○ 広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、SNS（ <u>ツイッター</u> 等） ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）																																			
事	例	(略)																																			
手	段	○ 広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、SNS（ <u>ツイッター</u> 等） ○ ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）																																			

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>意の呼びかけを行う。</p>	<p>意の呼びかけを行う。</p>
<p>3 避難所における広報 (略)</p>	<p>3 避難所における広報 (略)</p>
<p>第3 報道機関への発表・協力要請 (略)</p>	<p>第3 報道機関への発表・協力要請 (略)</p>
<p>第4 市民相談 (略)</p> <p>第4節 消防・救急・救助・水防・危険物等対策計画 (略)</p>	<p>第4 市民相談 (略)</p> <p>第4節 消防・救急・救助・水防・危険物等対策計画 (略)</p>
<p>第1 消防活動</p>	<p>第1 消防活動</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>1 消防班の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 消防団の活動</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。</p> <p>3 市民及び自主防災組織の活動</p> <p>(略)</p> <p>4 事業所の活動</p> <p>(略)</p> <p>5 海上保安署の活動</p> <p>(略)</p> <p>6 消防広域応援要請</p> <p>(略)</p> <p>第2 水防活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>第4 危険物等の対策</p>	<p>(略)</p> <p>1 消防班の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 消防団の活動</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の指示・<u>勧告</u>がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。</p> <p>3 市民及び自主防災組織の活動</p> <p>(略)</p> <p>4 事業所の活動</p> <p>(略)</p> <p>5 海上保安署の活動</p> <p>(略)</p> <p>6 消防広域応援要請</p> <p>(略)</p> <p>第2 水防活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>第4 危険物等の対策</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>4 毒物、劇物保管施設の応急措置 県は、事業所等に対して有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺の市民の安全措置、連絡通報について指導する。 また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 災害時の警備・防犯対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害時の警備</p> <p>1 基本方針 警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</p> <p>2 警備体制 警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</p> <p>(1) <u>災害警備連絡室</u> 震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等</p> <p>(2) <u>災害警備対策室</u> 県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等</p>	<p>(略)</p> <p>4 毒物、劇物保管施設の応急措置 県は、事業所等に対して有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺の市民の安全措置、連絡通報について指導する。 また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、<u>発災時における、</u>学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 災害時の警備・防犯対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害時の警備</p> <p>1 基本方針 警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序に当たる。</p> <p>2 警備体制 警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</p> <p>(1) 連絡室 震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、<u>及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</u></p> <p>(2) 対策室 <u>地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(3) 災害警備本部 <u>県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等</u></p> <p>3 災害警備活動要領 (略)</p> <p>第2 防犯対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 災害時の交通規制・緊急輸送対策 (略)</p> <p>第1 道路の交通規制 (略)</p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送の範囲 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送手段の確保 (略)</p> <p>4 ヘリコプター臨時離発着場開設</p> <p>(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定 ヘリコプター臨時離発着場は、災害の状況に応じて、ヘリコプターの臨時離発着場開設が可能な予定地から選定する。</p> <p>■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地</p>	<p>(3) 災害警備本部 <u>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表され被害が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合</u></p> <p>3 災害警備活動要領 (略)</p> <p>第2 防犯対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 災害時の交通規制・緊急輸送対策 (略)</p> <p>第1 道路の交通規制 (略)</p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送の範囲 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送手段の確保 (略)</p> <p>4 ヘリコプター臨時離発着場開設</p> <p>(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定 ヘリコプター臨時離発着場は、災害の状況に応じて、ヘリコプターの臨時離発着場開設が可能な予定地から選定する。</p> <p>■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																												
<p>貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのお運動公園（グラウンド）、小糸小学校、小糸スポーツ広場、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 避難計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難指示等</td> <td>秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>第2 避難の誘導</td> <td>市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員</td> </tr> <tr> <td>第3 避難所の開設</td> <td>各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第4 避難所の運営</td> <td>各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第5 在宅避難者への対応</td> <td>市民協力班、地区拠点班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難所等の閉鎖</td> <td>避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 避難指示</p> <p>1 避難指示の発令</p> <p>本部長（市長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示（避難指示）を行う。</p> <p>計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、<u>避難指示に係る</u>事務を行う。</p> <p>■避難指示を発すべき権限のある者</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	項 目	担 当	第1 避難指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等	第2 避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員	第3 避難所の開設	各施設管理者	第4 避難所の運営	各施設管理者	第5 在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班	第6 避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）	<p>貞元小学校、大和田小学校、周南中学校、内みのお運動公園、中小学校、小糸スポーツ広場、秋元小学校、清和中学校、小櫃中学校、松丘中学校、亀山中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 避難計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難の勧告又は指示等</td> <td>秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>第2 避難の誘導</td> <td>市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員</td> </tr> <tr> <td>第3 避難所の開設</td> <td>各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第4 避難所の運営</td> <td>各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第5 在宅避難者への対応</td> <td>市民協力班、地区拠点班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難所等の閉鎖</td> <td>避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 避難の勧告又は指示等</p> <p>1 避難勧告・指示（緊急）等の発令</p> <p>本部長（市長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、<u>避難勧告・指示（緊急）等</u>の事務を行う。</p> <p>■避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者</p> <p>(略)</p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始の伝達</p>	項 目	担 当	第1 避難の勧告又は指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等	第2 避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員	第3 避難所の開設	各施設管理者	第4 避難所の運営	各施設管理者	第5 在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班	第6 避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）
項 目	担 当																												
第1 避難指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等																												
第2 避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員																												
第3 避難所の開設	各施設管理者																												
第4 避難所の運営	各施設管理者																												
第5 在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班																												
第6 避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）																												
項 目	担 当																												
第1 避難の勧告又は指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等																												
第2 避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員																												
第3 避難所の開設	各施設管理者																												
第4 避難所の運営	各施設管理者																												
第5 在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班																												
第6 避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）																												

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案			現行																										
<p>■避難情報の種類及び発令基準の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 40%;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難指示</td> <td>危険区域に居住する市民は全員避難。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾内湾に、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき（津波注意報の際の対象者は、注記に記載のとおり限定的であるため、状況等を考慮し、必要があると認められるときに発令する。）。 ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき。 ・震度5強以上の地震又は長周期地震動階級3以上の地震が発生し、避難の必要があると認められるとき。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波注意報発表時の避難指示は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</p>			種 類	内 容	発令基準	(削除)	(削除)	(削除)	避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾内湾に、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき（津波注意報の際の対象者は、注記に記載のとおり限定的であるため、状況等を考慮し、必要があると認められるときに発令する。）。 ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき。 ・震度5強以上の地震又は長周期地震動階級3以上の地震が発生し、避難の必要があると認められるとき。 	(削除)	(削除)	(削除)	<p>市長（計画分析班）は、避難勧告・指示（緊急）に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。</p> <p>■避難情報の種類及び発令基準の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 40%;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始</td> <td>・津波注意報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難勧告</td> <td>危険区域の市民が避難すること</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・強い地震（震度5強以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難指示（緊急）</td> <td>危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報が発表されたとき ・避難勧告の発令後、人的被害が発生する危険性が高いと判断したとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うよう市民への周知徹底を図る。</p>			種 類	内 容	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	・津波注意報が発表されたとき	避難勧告	危険区域の市民が避難すること	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・強い地震（震度5強以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき 	避難指示（緊急）	危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報が発表されたとき ・避難勧告の発令後、人的被害が発生する危険性が高いと判断したとき
種 類	内 容	発令基準																											
(削除)	(削除)	(削除)																											
避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾内湾に、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき（津波注意報の際の対象者は、注記に記載のとおり限定的であるため、状況等を考慮し、必要があると認められるときに発令する。）。 ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき。 ・震度5強以上の地震又は長周期地震動階級3以上の地震が発生し、避難の必要があると認められるとき。 																											
(削除)	(削除)	(削除)																											
種 類	内 容	発令基準																											
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	・津波注意報が発表されたとき																											
避難勧告	危険区域の市民が避難すること	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・強い地震（震度5強以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき 																											
避難指示（緊急）	危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報が発表されたとき ・避難勧告の発令後、人的被害が発生する危険性が高いと判断したとき 																											

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>2 警戒区域の設定 (略)</p> <p>3 避難指示の内容 本部長（市長）が避難指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 避難対象地域 <input type="radio"/> 避難先 <input type="radio"/> 避難経路 <input type="radio"/> 避難指示の理由 <input type="radio"/> その他必要な事項 </div> <p>4 避難情報等の周知 市は、避難指示を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>(1) 市民等への周知 避難指示を発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 県に対する報告 計画分析班は、避難指示（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（<u>防災対策課</u>）に報告する。</p> <p>(3) 関係機関への通報 本部長（市長）が避難指示を行ったとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報する。</p>	<p>3 警戒区域の設定 (略)</p> <p>4 避難の勧告又は指示の内容 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 避難対象地域 <input type="radio"/> 避難先 <input type="radio"/> 避難経路 <input type="radio"/> 避難の勧告又は指示の理由 <input type="radio"/> その他必要な事項 </div> <p>5 避難情報等の周知 市は、避難勧告又は指示等が発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。</p> <p>(1) 市民等への周知 避難勧告又は指示等が発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 県に対する報告 計画分析班は、避難の準備情報及び勧告、指示（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（<u>危機管理課</u>）に報告する。</p> <p>(3) 関係機関への通報 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行ったとき、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報す</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>5 市民の自主避難</p> <p>市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、気象庁の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。</p> <p>第2 避難の誘導</p> <p>1 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地域における避難誘導</p> <p>大規模地震時に広域的な延焼火災が発生し、避難指示が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。</p> <p>また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、避難指示の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。</p> <p>(2) 学校、事業所等における避難誘導</p> <p>学校、幼稚園、保育園、<u>認定こども園</u>、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。</p> <p>(3) 交通機関等における誘導</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>2 避難の誘導</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p>	<p>る。</p> <p>6 市民の自主避難</p> <p>市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、気象庁の発表や市町村からの避難指示(<u>緊急</u>)の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。</p> <p>第2 避難の誘導</p> <p>1 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地域における避難誘導</p> <p>大規模地震時に広域的な延焼火災が発生し、<u>避難の勧告・指示</u>が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。</p> <p>また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、<u>避難の勧告又は指示</u>の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。</p> <p>(2) 学校、事業所等における避難誘導</p> <p>学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。</p> <p>(3) 交通機関等における誘導</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>2 避難の誘導</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>3 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>市民等と連携して、<u>個別避難計画に基づき避難誘導を行う。</u>なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。</p> <p>第3 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の担当者</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所運営のおおよそのめやす</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 保健衛生対応（被災者の健康管理、食物アレルギー対策等）</u></p> <p><u>被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><u>(8) 感染症対策</u></p> <p><u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>(9) 女性・子供等への配慮</u></p>	<p>3 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>市民等と連携して、<u>避難支援個別計画に基づき避難誘導を行う。</u>なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。</p> <p>第3 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の担当者</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所運営のおおよそのめやす</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																
<p><u>避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>第5 避難所以外の避難者への対応 (略)</p> <p>第6 避難所等の閉鎖 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 応急医療救護・防疫等活動計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 医療救護活動</td> <td>医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。</td> </tr> <tr> <td>第2 防疫</td> <td>医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター(君津保健所)</td> </tr> <tr> <td>第3 保健活動</td> <td>医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター(君津保健所)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 医療救護活動 1 救護活動</p>	項 目	担 当	第1 医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。	第2 防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター(君津保健所)	第3 保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター(君津保健所)	<p>第5 避難所以外の避難者への対応 (略)</p> <p>第6 避難所等の閉鎖 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 応急医療救護・防疫等活動計画</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 医療救護活動</td> <td>医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。</td> </tr> <tr> <td>第2 防疫</td> <td>医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>第3 保健活動</td> <td>医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 医療救護活動 1 救護活動</p>	項 目	担 当	第1 医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。	第2 防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター	第3 保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター
項 目	担 当																
第1 医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。																
第2 防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター(君津保健所)																
第3 保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター(君津保健所)																
項 目	担 当																
第1 医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。																
第2 防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター																
第3 保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター																

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所救護センターの設置</p> <p>医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津健康福祉センター（<u>君津保健所</u>）との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 後方医療の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 防疫</p> <p>1 防疫体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 災害防疫の実施</p> <p>(1) 検病調査及び健康診断</p> <p>医務防疫衛生班は君津健康福祉センター（<u>君津保健所</u>）と連携して、君津木更津医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。</p> <p>(2) 感染症への措置</p> <p>君津健康福祉センター（<u>君津保健所</u>）は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>第3 保健活動</p> <p>1 被災者の健康管理</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所救護センターの設置</p> <p>医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津健康福祉センターとの連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 後方医療の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 防疫</p> <p>1 防疫体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 災害防疫の実施</p> <p>(1) 検病調査及び健康診断</p> <p>医務防疫衛生班は君津健康福祉センターと連携して、君津木更津医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。</p> <p>(2) 感染症への措置</p> <p>君津健康福祉センターは、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>第3 保健活動</p> <p>1 被災者の健康管理</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>医務防疫衛生班は君津健康福祉センター（君津保健所）と連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 飲料水の安全確保</p> <p>地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センター（君津保健所）と協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</p> <p style="text-align: center;">第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第10節 環境衛生確保・障害物除去対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 ごみの処理</p> <p>1 処理体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>また、全壊等の判定を受けた住家を公費により解体することで、<u>がれき等の災害廃棄物の大量発生が予想されることから、建築班と連携しつつ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用して民間事業者の協力を求める。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 処理対策の実施</p>	<p>医務防疫衛生班は君津健康福祉センターと連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 飲料水の安全確保</p> <p>地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センターと協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</p> <p style="text-align: center;">第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第10節 環境衛生確保・障害物除去対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 ごみの処理</p> <p>1 処理体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>また、<u>国庫補助に基づき、全壊等の判定を受けた住家を公費により解体することで発生するがれき等の災害廃棄物も大量に発生することが予想されることから、建築班と連携し、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 処理対策の実施</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>第2 し尿の処理</p> <p>1 震災時のトイレの確保 (略)</p> <p>2 生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理 清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。 <u>また、必要に応じて「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」（千葉県締結協定）に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。</u> <u>なお、し尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。</u></p> <p>第3 障害物の除去</p> <p>1 住宅関係の障害物の除去 (略)</p> <p>2 河川関係障害物の除去 (略)</p> <p>3 主要道路上の障害物の除去 土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、「千葉県緊急輸送道路第一次路線」及び主要道路を最優先に行う。 <u>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものと</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2 し尿の処理</p> <p>1 震災時のトイレの確保 (略)</p> <p>2 生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理 清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。 <u>(新規)</u> 収集したし尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。</p> <p>第3 障害物の除去</p> <p>1 住宅関係の障害物の除去 (略)</p> <p>2 河川関係障害物の除去 (略)</p> <p>3 主要道路上の障害物の除去 土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、「千葉県緊急輸送道路第一次路線」及び主要道路を最優先に行う。 <u>(新規)</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>する。</p> <p><u>なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</u></p> <p><u>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令</u> <u>・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）</u> <p><u>(2) 土地の一時使用</u></p> <p><u>(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）</u></p> <p>【君津市における千葉県緊急輸送道路第一次路線 一覧表】</p> <p>(略)</p> <p>4 港湾の障害物の除去</p> <p>(略)</p> <p>5 鉄道軌道上の障害物の除去</p> <p>(略)</p> <p>第4 環境汚染の防止</p> <p>(略)</p> <p>第5 ペット等動物対策</p> <p>1 ペット対策</p>	<p>【君津市における千葉県緊急輸送道路第一次路線 一覧表】</p> <p>(略)</p> <p>4 港湾の障害物の除去</p> <p>(略)</p> <p>5 鉄道軌道上の障害物の除去</p> <p>(略)</p> <p>第4 環境汚染の防止</p> <p>(略)</p> <p>第5 ペット等動物対策</p> <p>1 ペット対策</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>2 逃亡等動物対策</p> <p>清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター(君津保健所)、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。</p> <p>また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。</p> <p>3 死亡獣畜の処理</p> <p>畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津健康福祉センター(君津保健所)及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。</p> <p style="text-align: center;">第11節 生活救援対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>1 水の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 給水計画の立案</p> <p>(略)</p> <p>3 給水実施の準備</p> <p>(1) 給水の広報</p> <p>かずさ水道広域連合企業団は、給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民</p>	<p>(略)</p> <p>2 逃亡等動物対策</p> <p>清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。</p> <p>また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。</p> <p>3 死亡獣畜の処理</p> <p>畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津健康福祉センター及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。</p> <p style="text-align: center;">第11節 生活救援対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>1 水の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 給水計画の立案</p> <p>(略)</p> <p>3 給水実施の準備</p> <p>(1) 給水の広報</p> <p>かずさ水道広域連合企業団は、給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民</p>

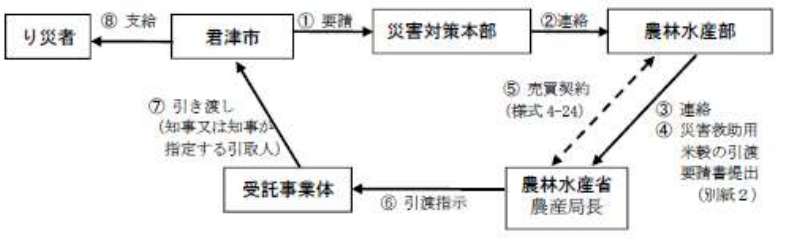
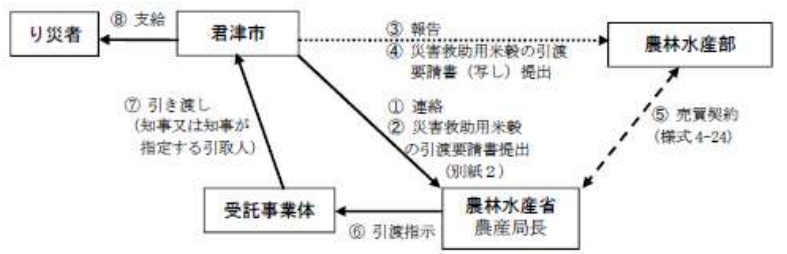
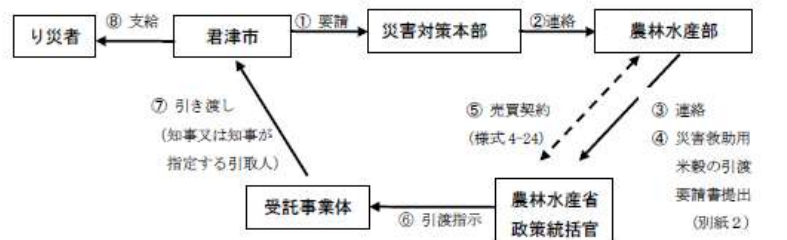
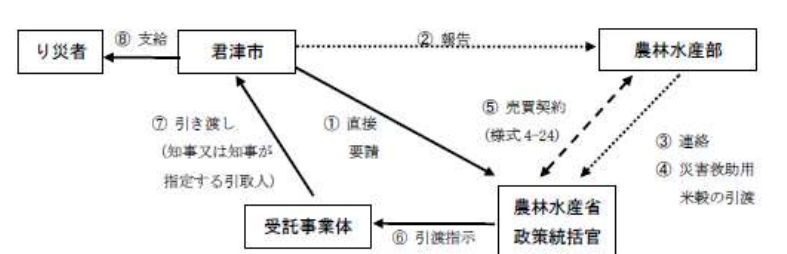
君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>に広報するよう、<u>水道班</u>に要請する。</p> <p>(2) 給水地点の設定</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>「応急給水等に係る確認書」</u>、「かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における水道災害時対処要領」等に基づき設定する。</p> <p>(3) 給水用資機材の確保</p> <p style="padding-left: 2em;">かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、<u>「千葉県水道災害相互応援協定」</u>等に基づき、他の水道事業者等に給水用資機材の応援要請を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、<u>市は</u>、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお</u>、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。</p> <p style="padding-left: 2em;">その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。</p> <p>4 給水の実施方法</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>第2 食料の供給</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>1 実施機関</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>2 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>3 応急食料給与の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">給与する応急食料は、市が備蓄する保存食(サバイバルフーズ)、及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて市内食料品店等から漬物、佃煮</p>	<p>に広報するよう、<u>秘書広報班</u>に要請する。</p> <p>(2) 給水地点の設定</p> <p style="padding-left: 2em;">かずさ水道広域連合企業団は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に給水地点を設定する。</p> <p>(3) 給水用資機材の確保</p> <p style="padding-left: 2em;">かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、<u>本部会議</u>を通して消防班、</p> <p style="padding-left: 2em;">また、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また</u>、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。</p> <p style="padding-left: 2em;">その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。</p> <p>4 給水の実施方法</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>第2 食料の供給</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>1 実施機関</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>2 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>3 応急食料給与の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">給与する応急食料は、市が備蓄する保存食(サバイバルフーズ)、及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて市内食料品店等から漬物、佃煮</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>等の副食、乳児用に粉ミルクを調達する。また、給与する際には<u>要介護者</u>、障害者等避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>4 食料の確保</p> <p>(1) 市の食料確保体制 (略)</p> <p>(2) 県への食料供給申請</p> <p>① 災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省<u>農産局長</u>に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省<u>農産局長</u>に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。</p> <p>なお、市の実務については、経済班が当たる。</p> <p>② 米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p>	<p>等の副食、乳児用に粉ミルクを調達する。また、給与する際には<u>高齢者</u>、障害者等避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>4 食料の確保</p> <p>(1) 市の食料確保体制 (略)</p> <p>(2) 県への食料供給申請</p> <p>① 災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省<u>政策統括官</u>に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省<u>政策統括官</u>に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。</p> <p>なお、市の実務については、経済班が当たる。</p> <p>② 米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>I 県に要請する場合 県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業者から引き渡される。</p>  <p>II 直接農林水産省に要請する場合 農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約することとなる。</p> 	<p>政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>I 県に要請する場合 県の農林水産部から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約を締結後、受託事業者から引き渡される。</p>  <p>II 直接農林水産省に要請する場合 農林水産省政策統括官に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省政策統括官と売買契約することとなる。</p> 
<p>(3) 協定に基づく食料の確保 (略)</p> <p>5 食料供給活動の実施</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 食料の集積場所 食料の集積場所（保管場所）は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によっては、避難場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定して</p>	<p>(3) 協定に基づく食料の確保 (略)</p> <p>5 食料供給活動の実施</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 食料の集積場所 食料の集積場所（保管場所）は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によっては、避難場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定して</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																						
<p>集積する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">集 積 場 所 (保管場所)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>君津市農業協同組合周南支店 (外箕輪 4-31-45)</td> <td style="text-align: center;">52-0118</td> </tr> <tr> <td>〃 小糸支店 (中島 681-1)</td> <td style="text-align: center;">32-2591</td> </tr> <tr> <td>〃 小櫃支店 (末吉 152)</td> <td style="text-align: center;">35-2511</td> </tr> <tr> <td>〃 久留里支店 (久留里市場 473-1)</td> <td style="text-align: center;">27-3251</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 食料の給与・配布</p> <p>① 給与食料 (略)</p> <p>② 炊き出しの実施 炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。</p> <p>③ 避難所での配布 避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。</p> <p>第3 生活必需品の供給 (略)</p> <p>第4 救援物資の受入れ・管理 (略)</p> <p>第5 リ災証明書の発行</p>	集 積 場 所 (保管場所)	電 話	君津市農業協同組合周南支店 (外箕輪 4-31-45)	52-0118	〃 小糸支店 (中島 681-1)	32-2591	〃 小櫃支店 (末吉 152)	35-2511	〃 久留里支店 (久留里市場 473-1)	27-3251	<p>集積する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">集 積 場 所 (保管場所)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>君津市農業協同組合貞元支店 (貞元 188-2)</td> <td style="text-align: center;">52-0014</td> </tr> <tr> <td>〃 小糸支店 (中島 681-1)</td> <td style="text-align: center;">32-2591</td> </tr> <tr> <td>〃 清和支店 (西粟倉 115)</td> <td style="text-align: center;">37-2511</td> </tr> <tr> <td>〃 小櫃支店 (末吉 152)</td> <td style="text-align: center;">35-2511</td> </tr> <tr> <td>〃 久留里支店 (久留里市場 473-1)</td> <td style="text-align: center;">27-3251</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 食料の給与・配布</p> <p>① 給与食料 (略)</p> <p>② 炊き出しの実施 炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市日赤奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。</p> <p>③ 避難所での配布 避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。</p> <p>第3 生活必需品の供給 (略)</p> <p>第4 救援物資の受入れ・管理 (略)</p> <p>第5 リ災証明書の発行</p>	集 積 場 所 (保管場所)	電 話	君津市農業協同組合貞元支店 (貞元 188-2)	52-0014	〃 小糸支店 (中島 681-1)	32-2591	〃 清和支店 (西粟倉 115)	37-2511	〃 小櫃支店 (末吉 152)	35-2511	〃 久留里支店 (久留里市場 473-1)	27-3251
集 積 場 所 (保管場所)	電 話																						
君津市農業協同組合周南支店 (外箕輪 4-31-45)	52-0118																						
〃 小糸支店 (中島 681-1)	32-2591																						
〃 小櫃支店 (末吉 152)	35-2511																						
〃 久留里支店 (久留里市場 473-1)	27-3251																						
集 積 場 所 (保管場所)	電 話																						
君津市農業協同組合貞元支店 (貞元 188-2)	52-0014																						
〃 小糸支店 (中島 681-1)	32-2591																						
〃 清和支店 (西粟倉 115)	37-2511																						
〃 小櫃支店 (末吉 152)	35-2511																						
〃 久留里支店 (久留里市場 473-1)	27-3251																						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(略)</p> <p>第6 労働力の確保</p> <p>(略)</p> <p>第7 応急仮設住宅の供給</p> <p>(略)</p> <p>第8 被災住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>1 応急修理の実施</p> <p>建築班は、災害により、住家が半焼、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に必要最小限度の部分を、応急的に修理する。</p> <p>修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事(又は救助実施市の長)が行い、市長(救助実施市の長を除く。)は知事を補助する。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6 労働力の確保</p> <p>(略)</p> <p>第7 応急仮設住宅の供給</p> <p>(略)</p> <p>第8 被災住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>1 応急修理の実施</p> <p>建築班は、地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。</p> <p>修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市長</u>は知事を補助する。</p> <p>②～④ (略)</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行								
<p>2 応急修理の種類と対象者 応急修理の種類と対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">修理の種類</th> <th style="width: 80%;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 </td> </tr> </tbody> </table>	修理の種類	対象者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 	<p>2 修理対象住宅の選定 (1) 対象者の基準 応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること ○ 自らの資力では、住家の修理ができないこと ○ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができること </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 修理対象住宅の選定 修理対象者の選定は、前項の対象者の中から選定する。 なお、選定基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法の被保護者並びに要保護者 ○ 特定の資産のない失業者 ○ 特定の資産のない寡婦、母子世帯 ○ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者 ○ 特定の資産のない勤労者 ○ 特定の資産のない小企業者 ○ 上記に準ずる経済的弱者 </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること ○ 自らの資力では、住家の修理ができないこと ○ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法の被保護者並びに要保護者 ○ 特定の資産のない失業者 ○ 特定の資産のない寡婦、母子世帯 ○ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者 ○ 特定の資産のない勤労者 ○ 特定の資産のない小企業者 ○ 上記に準ずる経済的弱者
修理の種類	対象者								
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 								
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること ○ 自らの資力では、住家の修理ができないこと ○ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができること 									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法の被保護者並びに要保護者 ○ 特定の資産のない失業者 ○ 特定の資産のない寡婦、母子世帯 ○ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者 ○ 特定の資産のない勤労者 ○ 特定の資産のない小企業者 ○ 上記に準ずる経済的弱者 									
<p>3 修理の実施 あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておく。 費用の限度額、実施期間等は、災害救助法の基準（災害救助事務取扱要領）による。</p> <p style="text-align: center;">第12節 二次災害の防止対策</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被災建築物の応急危険度判定</td> <td>建築班</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 被災建築物の応急危険度判定	建築班	<p>3 修理の実施 (1) 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。 (2) 修理の期間 応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。</p> <p style="text-align: center;">第12節 二次災害の防止対策</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被災建築物の応急危険度判定</td> <td>建築班</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 被災建築物の応急危険度判定	建築班
項 目	担 当								
第1 被災建築物の応急危険度判定	建築班								
項 目	担 当								
第1 被災建築物の応急危険度判定	建築班								

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2 被災宅地の危険度判定</td> <td>土木庶務班、土木班</td> </tr> <tr> <td>第3 がけ地等の危険防止</td> <td>情報整理班、土木班、土木支部班、県</td> </tr> <tr> <td>第4 危険物施設等対策</td> <td>施設管理者、消防班、県</td> </tr> <tr> <td>第5 放射線災害対策</td> <td>施設管理者、消防班</td> </tr> </table> <p>第1 被災建築物の応急危険度判定 (略)</p> <p>第2 被災宅地の危険度判定 土木庶務班及び土木班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、必要に応じて立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。 なお、施設等(公共施設、交通網、ライフライン等、防災上重要な施設。)に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</p> <p>第3 がけ地等の危険防止 (略) また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難指示を行う。</p> <p>第4 危険物施設等対策 (略)</p>	第2 被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木班	第3 がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県	第4 危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県	第5 放射線災害対策	施設管理者、消防班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2 被災宅地の危険度判定</td> <td>土木庶務班、土木支部班</td> </tr> <tr> <td>第3 がけ地等の危険防止</td> <td>情報整理班、土木班、土木支部班、県</td> </tr> <tr> <td>第4 危険物施設等対策</td> <td>施設管理者、消防班、県</td> </tr> <tr> <td>第5 放射線災害対策</td> <td>施設管理者、消防班</td> </tr> </table> <p>第1 被災建築物の応急危険度判定 (略)</p> <p>第2 被災宅地の危険度判定 土木庶務班及び土木支部班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。 建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</p> <p>第3 がけ地等の危険防止 (略) また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難勧告又は指示を行う。</p> <p>第4 危険物施設等対策 (略)</p>	第2 被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木支部班	第3 がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県	第4 危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県	第5 放射線災害対策	施設管理者、消防班
第2 被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木班																
第3 がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県																
第4 危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県																
第5 放射線災害対策	施設管理者、消防班																
第2 被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木支部班																
第3 がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県																
第4 危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県																
第5 放射線災害対策	施設管理者、消防班																

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>第5 放射線災害対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第13節 応援協力・派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>第1 自治体等に対する応援要請</p> <p>1 県への応援要請 (略)</p> <p>(1) 要請の手続き 知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県(防災危機管理部 防災対策課)に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。</p> <p>(2) 要請の事項 (略)</p> <p><u>(3) 応急対策職員派遣制度の活用</u> <u>総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合は、県に支援チームの派遣を要請する。</u></p> <p><u>※1 災害マネジメントを支援するチーム</u> <u>※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム(原則として、1対1で被災市区町村に割り当てられる。)</u></p> <p>2 県内市町村との相互応援要請 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関等への応援要請 (略)</p> <p>(1) 要請の手続き</p>	<p>第5 放射線災害対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第13節 応援協力・派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>第1 自治体等に対する応援要請</p> <p>1 県への応援要請 (略)</p> <p>(1) 要請の手続き 知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県(防災危機管理部 <u>危機管理課</u>)に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。</p> <p>(2) 要請の事項 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 県内市町村との相互応援要請 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関等への応援要請 (略)</p> <p>(1) 要請の手続き</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>知事にあつせんを求める場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。</p> <p>(2) 要請の事項 (略)</p> <p>4 県外市町村への協力要請 (略)</p> <p>5 応援隊の受入れ・活動支援 (略)</p> <p>6 広域避難</p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p><u>災害発生のおそれがあり、市民を県内他市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。</u></p> <p><u>適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。</u></p> <p><u>なお、協議を行う場合は、知事に報告する。</u></p> <p>(2) 県外広域避難</p> <p><u>災害発生のおそれがあり、市民を県外に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。</u></p> <p><u>なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>(3) <u>協議内容の公示及び通知</u></p> <p><u>協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。</u></p> <p><u>また、広域避難を終了する場合も同様とする。</u></p> <p>(4) 避難者の受け入れ</p>	<p>知事にあつせんを求める場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。</p> <p>(2) 要請の事項 (略)</p> <p>4 県外市町村への協力要請 (略)</p> <p>5 応援隊の受入れ・活動支援 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p><u>市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。</u></p> <p><u>なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 広域避難者への支援</u></p> <p><u>① 住宅等の滞在施設の提供</u></p> <p><u>県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。</u></p> <p><u>② 被災者への情報提供等</u></p> <p><u>市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。</u></p> <p><u>所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。</u></p> <p><u>7 広域一時滞在</u></p> <p><u>(1) 県内広域一時滞在</u></p> <p><u>災害により被災した市民を県内各市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内各市町村長に受け入れについて協議する。</u></p> <p><u>適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。</u></p> <p><u>なお、協議を行う場合は、知事に報告する。</u></p> <p><u>(2) 県外広域一時滞在</u></p> <p><u>災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。</u></p>	<p><u>6 広域一時滞在</u></p> <p><u>(1) 協議の実施</u></p> <p><u>災害により被災した市民を県内各市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内各市町村長に受け入れについて協議する。</u></p> <p><u>適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。</u></p> <p><u>なお、協議を行う場合は、知事に報告する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(3) 協議内容の公示及び通知</p> <p>協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。</p> <p>また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 避難者の受け入れ</p> <p>市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、<u>指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。</u></p> <p><u>なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 放送局への放送協力要請 (略)</p> <p>第3 消防の広域応援要請 (略)</p> <p>第4 上水道・下水道の相互応援 (略)</p> <p>第5 自衛隊への災害派遣要請</p>	<p>(2) 協議内容の公示及び通知</p> <p>協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。</p> <p>また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。</p> <p>(3) <u>県外広域一時滞在</u></p> <p><u>災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。</u></p> <p>(4) 避難者の受け入れ</p> <p>市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、<u>公共施設を提供する</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2 放送局への放送協力要請 (略)</p> <p>第3 消防の広域応援要請 (略)</p> <p>第4 上水道・下水道の相互応援 (略)</p> <p>第5 自衛隊への災害派遣要請</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
実務は、計画分析班が当たる。				実務は、計画分析班が当たる。			
1 要請手続き				1 要請手続き			
(略)				(略)			
■知事への要請				■知事への要請			
要請依頼者	市 長			要請依頼者	市 長		
要 請 先	千葉県防災危機管理部 防災対策課	電話番号	043-223-2175	要 請 先	千葉県防災危機管理部 危機管理課	電話番号	043-223-2175
要 請 者	(略)			要 請 者	(略)		
要請伝達法	(略)			要請伝達法	(略)		
要 請 内 容	(略)			要 請 内 容	(略)		
(略)				(略)			
■自衛隊への要請				■自衛隊への要請			
区 分	あて先	所 在		区 分	あて先	所 在	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3		航空自衛隊に対するもの	第4補給処木更津支処 長	〒292-0061 木更津市岩根1-4 -1	
■緊急の場合の連絡先				■緊急の場合の連絡先			
部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電 話 番 号 ()は時間外	県防災行政無線		
		時間内 (8:00~ 17:00)	時間外				
県 内	陸 上 自 衛 隊	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案						現行													
	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	航空自衛隊	第4補給処	総務課	基地	木更津 0438-41-1111	638-721							
								木更津支処	企画班長	当直幹部	内線 303(225)	当)638-724							
県外	航空自衛隊	中部航空方面隊	防衛部運用課	当直幕僚	狭山 042-593-6131	陸上自衛隊	第1師団司令部	第3部	司令部	東京 03-3933-1161	県外	海上自衛隊							
		(入間基地)(狭山)	災害派遣担当		内線 2233、 2263(2204)		(練馬)	防衛班長	当直長	内線 238,239(207)									
	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)		第1師団第1飛行隊	運用訓練幹部	駐屯地	立川 042-524-9321									
		(略)	(略)	(略)	(略)		(立川)		当直司令	内線 553(302)		(略)							
<p>2 災害派遣部隊の受入れ体制 (略)</p> <p>3 撤収要請 (略)</p> <p>4 災害派遣部隊の活動範囲 災害派遣部隊の活動範囲は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">活 動 内 容</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						項 目	活 動 内 容			<p>2 災害派遣部隊の受入れ体制 (略)</p> <p>3 撤収要請 (略)</p> <p>4 災害派遣部隊の活動範囲 災害派遣部隊の活動範囲は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">活 動 内 容</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						項 目	活 動 内 容		
項 目	活 動 内 容																		
項 目	活 動 内 容																		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助	避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適切な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力	消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行い、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。	診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
給食及び給水の支援	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適切な手段がない場合
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	（新規）	（新規）
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 （ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救援が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）
（削除）	（削除）	交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">危険物の保安及び除去</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(削除)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他</td> <td style="padding: 5px;">知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。</td> </tr> </table>	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	(削除)	(削除)	その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">危険物の保安及び除去</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予防派遣</td> <td style="padding: 5px;">風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他</td> <td style="padding: 5px;">知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。</td> </tr> </table>	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合	その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去												
(削除)	(削除)												
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。												
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去												
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合												
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。												
<p>5 経費の負担区分 (略)</p>	<p>5 経費の負担区分 (略)</p>												
<p>第6 民間団体等への協力要請 (略)</p> <p>1 協力を要請する業務 災害時に君津市赤十字奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。 (略)</p> <p>2 協力要請の方法 (略)</p>	<p>第6 民間団体等への協力要請 (略)</p> <p>1 協力を要請する業務 災害時に日赤奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。 (略)</p> <p>2 協力要請の方法 (略)</p>												
<p>第7 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>1 活動拠点</p>	<p>第7 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>1 活動拠点</p>												

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行								
<p>福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、<u>保健福祉センターふれあい館のボランティアセンターに、市災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>市災害ボランティアセンターは、次のことを行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>災害情報の把握</u> <input type="radio"/> <u>ボランティアニーズの把握</u> <input type="radio"/> <u>災害ボランティアの募集、受付</u> <input type="radio"/> <u>災害ボランティア活動の情報発信</u> <input type="radio"/> <u>センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応</u> <input type="radio"/> <u>ボランティア活動保険の加入手続き</u> <input type="radio"/> <u>災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理</u> <input type="radio"/> <u>災害ボランティア活動に必要な移動支援</u> <input type="radio"/> <u>君津市災害対策本部との以下の情報共有</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>被災情報・避難所等に関する情報</u> ② <u>インフラ等の復旧計画・復旧情報</u> ③ <u>ボランティアによる支援活動の状況</u> ④ <u>その他、災害ボランティア活動に必要となる情報</u> <input type="radio"/> <u>関係機関・団体との連絡・調整・仲介等</u> <input type="radio"/> <u>その他、センターの活動に必要な業務</u> </div> <p><u>なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。</u></p> <p>2 ボランティアの活動の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">専門ボラ ンティア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>被災宅地の危険度判定</u> <input type="radio"/> <u>被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容	専門ボラ ンティア	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>被災宅地の危険度判定</u> <input type="radio"/> <u>被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）</u> 	<p>福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、<u>ボランティアへの対応を行う。</u></p> <p>福祉救護班は、市社会福祉協議会と協力して、<u>保健福祉センターふれあい館に設置されているボランティアセンターをボランティアの活動拠点として提供し、次のことを行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>ボランティアの受付・登録</u> <input type="radio"/> <u>ボランティア保険への加入手続き</u> <input type="radio"/> <u>ボランティア間の交流及び情報交換</u> </div> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 ボランティアの活動の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">専門ボラン ティア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動内容	専門ボラン ティア	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）</u>
区 分	活動内容								
専門ボラ ンティア	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>被災宅地の危険度判定</u> <input type="radio"/> <u>被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）</u> 								
区 分	活動内容								
専門ボラン ティア	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）</u> 								

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行																																			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○ 被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○ 福祉（手話通訳、介護士） ○ 無線（アマチュア無線技士） ○ 特殊車両操作（大型重機等） ○ 通訳（外国語） ○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○ 被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○ 福祉（手話通訳、介護士） ○ 無線（アマチュア無線技士） ○ 特殊車両操作（大型重機等） ○ 通訳（外国語） ○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務） 																																				
<p>一般ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助物資等の整理、仕分け、配分 ○ 避難所の運営補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 清掃、がれきの片づけ等 ○ 避難行動要支援者の介護、生活支援 ○ <u>避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）</u> ○ その他危険のない軽作業 	<p>一般ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助物資の整理、仕分け、配分 ○ 避難所の運営補助 ○ 炊き出し ○ 清掃 ○ 避難行動要支援者の介護、生活支援 <p>○ その他危険のない軽作業</p>																																				
<p>3 ボランティアへの協力要請 (略)</p>	<p>3 ボランティアへの協力要請 (略)</p>																																				
<p>4 ボランティアへの活動支援 (略)</p>	<p>4 ボランティアへの活動支援 (略)</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">活動分野</th> <th style="width: 30%;">個人・団体</th> <th style="width: 50%;">県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、<u>地域保健</u></td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、<u>歯科衛生士等</u></td> <td>健康福祉部医療整備課・健康づくり支援課・薬務課</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定</td> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部障害者福祉推進課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情</td> <td>(公財)ちば国際コンベンションビ</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、 <u>地域保健</u>	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、 <u>歯科衛生士等</u>	健康福祉部医療整備課・健康づくり支援課・薬務課	被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	外国語通訳、翻訳、情	(公財)ちば国際コンベンションビ	総合企画部国際課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">活動分野</th> <th style="width: 30%;">個人・団体</th> <th style="width: 50%;">県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師</td> <td>健康福祉部医療整備課</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定</td> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部障害者福祉推進課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情</td> <td>(公財)ちば国際コンベンションビ</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	外国語通訳、翻訳、情	(公財)ちば国際コンベンションビ	総合企画部国際課
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																			
医療救護、 <u>地域保健</u>	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、 <u>歯科衛生士等</u>	健康福祉部医療整備課・健康づくり支援課・薬務課																																			
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課																																			
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																			
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																																			
外国語通訳、翻訳、情	(公財)ちば国際コンベンションビ	総合企画部国際課																																			
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																			
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課																																			
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課																																			
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																			
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																																			
外国語通訳、翻訳、情	(公財)ちば国際コンベンションビ	総合企画部国際課																																			

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案			現行		
報提供	ユーローボランティア通訳		報提供	ユーローボランティア通訳	
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課
第 14 節 生活関連施設等の応急対策			第 14 節 生活関連施設等の応急対策		
(略)			(略)		
第 1 道路、橋梁			第 1 道路、橋梁		
(略)			(略)		
第 2 河川、内排水施設			第 2 河川、内排水施設		
(略)			(略)		
第 3 鉄道・バス			第 3 鉄道・バス		
1 鉄道			1 鉄道		
(略)			(略)		
(1) 運転規制の実施			(1) 運転規制の実施		
(略)			(略)		
(2) 乗客の避難誘導の実施			(2) 乗客の避難誘導の実施		
① 駅における避難誘導			① 駅における避難誘導		
<p>駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難指示等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。</p>			<p>駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。</p>		
② 駅間に停止した場合の避難誘導			② 駅間に停止した場合の避難誘導		
(略)			(略)		
2 バス・タクシー			2 バス・タクシー		
(略)			(略)		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>第4 ライフライン施設</p> <p>1 上・下水道施設 (略)</p> <p>2 電力施設</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。</p> <p><u>(1) 危険予防措置</u></p> <p><u>災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防等から要請があった場合等は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、市及び関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>(2) 広報</u></p> <p><u>感電事故並びに漏電による出火を防止するため、新聞、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>■災害時における電気に関する広報事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○ 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>○ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、</p> </div>	<p>第4 ライフライン施設</p> <p>1 上・下水道施設 (略)</p> <p>2 電力施設</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。</u></p> <p><u>なお、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。</u></p> <p><u>①～③ (略)</u></p> <p>■災害時における電気に関する広報事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○ 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと</p> <p>○ 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと</p> </div>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p style="text-align: center;"><u>速やかにカスタマーセンターへ通報すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</u> ○ <u>建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</u> ○ <u>屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u> ○ <u>地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。</u> ○ <u>その他事故防止のための留意すべき事項。</u> <p>(3) 応急復旧</p> <p>市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。</p> <p>①「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」</p> <p>※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定</p> <p>②「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」</p> <p>※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定</p> <p>③「災害時における電源車の配備に関する覚書」</p> <p>※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定</p> <p>3 ガス施設</p> <p>(1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保</p> <p>東京ガスネットワーク株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること</u> ○ <u>電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること</u> ○ <u>建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこととし、使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること</u> <p>(新規)</p> <p>3 ガス施設</p> <p>(1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保</p> <p>東京ガス株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策本部に依頼し</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>本部に依頼し確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。</p> <p>(2) 広報活動の実施 (略)</p> <p>4 通信施設 (略)</p> <p>5 郵便 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 15 節 避難行動要支援者及び要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>第 1 避難行動要支援者及び要配慮者への対応</p> <p>在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 社会福祉施設入所者への対策 (略)</p> <p>第 3 外国人への対応 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 16 節 帰宅困難者支援対策</p> <p>(略)</p>	<p>確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。</p> <p>(2) 広報活動の実施 (略)</p> <p>4 通信施設 (略)</p> <p>5 郵便 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 15 節 避難行動要支援者及び要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>第 1 避難行動要支援者及び要配慮者への対応</p> <p>在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画 <u>(平成 21 年度)</u> に定める。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 社会福祉施設入所者への対策 (略)</p> <p>第 3 外国人への対応 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 16 節 帰宅困難者支援対策</p> <p>(略)</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行																																							
<p>第17節 保育対策・教育対策</p> <p>(略)</p> <p>第18節 災害救助法の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害救助法の適用基準</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>第2 減失（り災）世帯の算定基準</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>第3 災害救助法の適用手続き</td> <td style="text-align: center;">計画分析班</td> </tr> <tr> <td>第4 救助業務の実施者</td> <td style="text-align: center;">計画分析班、各班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p style="margin-left: 20px;">(削除)</p>	項 目	担 当	第1 災害救助法の適用基準	(削除)	第2 減失（り災）世帯の算定基準	(削除)	第3 災害救助法の適用手続き	計画分析班	第4 救助業務の実施者	計画分析班、各班	<p>第17節 保育対策・教育対策</p> <p>(略)</p> <p>第18節 災害救助法の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害救助法の適用基準</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> <tr> <td>第2 減失（り災）世帯の算定基準</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> <tr> <td>第3 災害救助法の適用手続き</td> <td style="text-align: center;">計画分析班</td> </tr> <tr> <td>第4 救助業務の実施者</td> <td style="text-align: center;">計画分析班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p style="margin-left: 20px;">適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定によるが、君津市における具体的適用基準は、次のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">■災害救助法の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">指標となる被害項目</th> <th style="width: 20%;">適用の基準</th> <th style="width: 40%;">該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内の住家が減失（り災）した世帯の数</td> <td style="text-align: center;">市 80以上</td> <td style="text-align: center;">第1条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>県内の住家が減失（り災）した世帯の数</td> <td style="text-align: center;">県 2,500以上</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第1条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数</td> <td style="text-align: center;">市 40以上</td> </tr> <tr> <td>県内の住家が減失（り災）した世帯の数</td> <td style="text-align: center;">12,000以上</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第1条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td>そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数</td> <td style="text-align: center;">多 数</td> </tr> <tr> <td>多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</td> <td style="text-align: center;">知事が決定し内閣総理大臣に報告</td> <td style="text-align: center;">第1条第1項第4号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 第1条第1項第4号は、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用されるが、本市で考えられる事例には、次のような</p>	項 目	担 当	第1 災害救助法の適用基準	二	第2 減失（り災）世帯の算定基準	二	第3 災害救助法の適用手続き	計画分析班	第4 救助業務の実施者	計画分析班	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項	市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市 80以上	第1条第1項第1号	県内の住家が減失（り災）した世帯の数	県 2,500以上	第1条第1項第2号	そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市 40以上	県内の住家が減失（り災）した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号	そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	多 数	多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	知事が決定し内閣総理大臣に報告	第1条第1項第4号
項 目	担 当																																							
第1 災害救助法の適用基準	(削除)																																							
第2 減失（り災）世帯の算定基準	(削除)																																							
第3 災害救助法の適用手続き	計画分析班																																							
第4 救助業務の実施者	計画分析班、各班																																							
項 目	担 当																																							
第1 災害救助法の適用基準	二																																							
第2 減失（り災）世帯の算定基準	二																																							
第3 災害救助法の適用手続き	計画分析班																																							
第4 救助業務の実施者	計画分析班																																							
指標となる被害項目	適用の基準	該当条項																																						
市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市 80以上	第1条第1項第1号																																						
県内の住家が減失（り災）した世帯の数	県 2,500以上	第1条第1項第2号																																						
そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市 40以上																																							
県内の住家が減失（り災）した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号																																						
そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	多 数																																							
多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	知事が決定し内閣総理大臣に報告	第1条第1項第4号																																						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>1 災害が発生した場合 <u>県の人口が 300 万人以上で、市の人口が 5 万人以上 10 万人未満の区分に属する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合、知事によって災害救助法が適用される。</u></p> <p>(1) <u>家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が 80 世帯以上に達する場合</u></p> <p>(2) <u>県内の滅失世帯の数が 2,500 世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が 40 世帯以上に達する場合</u></p> <p>(3) <u>県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情（被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合</u></p> <p>(4) <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき</u></p> <p>① <u>災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u></p> <p>② <u>災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u></p> <p>2 災害が発生するおそれがある場合 <u>災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部等を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要</u></p>	<p><u>ものがあげられる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>列車事故あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合</u> ○ <u>有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合</u> ○ <u>群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合</u> ○ <u>その他被災者が現に救助を要する状態にある場合</u> </div> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<p><u>とすとき。</u></p> <p>第2 滅失（り災）世帯の算定基準</p> <p>1 滅失（り災）世帯の算定 (略)</p> <p>2 滅失（り災）等の認定</p> <p><u>災害に係る住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2 滅失（り災）世帯の算定基準</p> <p>1 滅失（り災）世帯の算定 (略)</p> <p>2 滅失（り災）等の認定</p> <p><u>滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。</u></p> <p>■住家被害程度の認定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">被害の区分</th> <th style="text-align: center;">認 定 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 家 の 全 壊</div> <div style="margin-bottom: 5px;">全 焼</div> <div>流 失</div> </div> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものを言う。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 家 の 半 壊</div> <div>半 焼</div> </div> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>「半壊」とは、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>	被害の区分	認 定 の 基 準	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 家 の 全 壊</div> <div style="margin-bottom: 5px;">全 焼</div> <div>流 失</div> </div>	<p>「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものを言う。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 家 の 半 壊</div> <div>半 焼</div> </div>	<p>「半壊」とは、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上</p>
被害の区分	認 定 の 基 準						
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 家 の 全 壊</div> <div style="margin-bottom: 5px;">全 焼</div> <div>流 失</div> </div>	<p>「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものを言う。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p>						
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">住 家 の 半 壊</div> <div>半 焼</div> </div>	<p>「半壊」とは、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上</p>						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行				
<p>第3 災害救助法の適用手続き</p> <p>1 災害救助法の適用要請</p> <p>災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。実務は、計画分析班が当たる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の原因 ○ 災害発生の日時 ○ 災害が発生した場所又は地域 ○ 被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。） ○ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置（災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況、主な応急措置の実施状況、その他必要事項） ○ 災害による住民等の避難の状況 ○ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ○ その他必要事項 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;"><u>50%未満のもの</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>住家の床上浸水土砂の堆積等</u></td> <td><u>「全壊」及び「半壊」に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</u></td> </tr> </table> <p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。</p> <p>第3 災害救助法の適用手続き</p> <p>1 災害救助法の適用要請</p> <p>災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。又は、災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告する。実務は、計画分析班が当たる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日時及び場所 ○ 災害の原因及び被害の状況 ○ 適用の要否 ○ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置 ○ その他必要な事項 </div>		<u>50%未満のもの</u>	<u>住家の床上浸水土砂の堆積等</u>	<u>「全壊」及び「半壊」に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</u>
	<u>50%未満のもの</u>				
<u>住家の床上浸水土砂の堆積等</u>	<u>「全壊」及び「半壊」に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</u>				

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>2 適用要請の特例</p> <p>災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するものとする。</p> <p>第4 救助業務の実施者</p> <p>1 救助業務の実施者</p> <p>（略）</p> <p>また、知事は、災害の発生と同時に迅速に救助を実施しなくてはならないため、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）ことができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第30条第2項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。</p> <p>■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者</p> <p>（表略）</p> <p>その他の災害救助は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）の定めにより行う。</p> <p>2 各種帳簿の作成</p> <p>（略）</p>	<p>2 適用要請の特例</p> <p>災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。</p> <p>第4 救助業務の実施者</p> <p>1 救助業務の実施者</p> <p>（略）</p> <p>また、知事は、救助は災害の発生と同時に迅速に実施しなくてはならないため、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）ことができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第30条第2項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。</p> <p>■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者</p> <p>（表略）</p> <p>その他の災害救助は、「災害救助の実務」を参考の上、市地域防災計画の定めにより行う。</p> <p>2 各種帳簿の作成</p> <p>（略）</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

第3章 震災復旧計画

最新案			現行		
節	項 目	担 当	節	項 目	担 当
1	公共施設の災害復旧	各部	1	公共施設の災害復旧	各部
2	民生安定計画	各部	2	民生安定計画	総務部、保健福祉部、経済部、建設部、郵便事業者
3	経済秩序安定計画	財政部、福祉部、健康こども部、経済環境部	3	経済秩序安定計画	財政部、保健福祉部、経済部
4	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者	4	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者
5	復興計画	建設部	5	復興計画	建設部
第1節 公共施設の災害復旧			第1節 公共施設の災害復旧		
第1 実施責任者 (略)			第1 実施責任者 (略)		
第2 災害復旧事業の種類 (略)			第2 災害復旧事業の種類 (略)		
第3 激甚災害の指定促進措置 (略)			第3 激甚災害の指定促進措置 (略)		
第4 局地激甚災害の指定促進措置 (略)			第4 局地激甚災害の指定促進措置 (略)		
第5 緊急災害査定促進 (略)			第5 緊急災害査定促進 (略)		
第6 資金計画			第6 資金計画		
1 激甚法に基づく財政援助等 (略)			1 激甚法に基づく財政援助等 (略)		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ <u>こども園災害復旧事業</u> ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ○ <u>特定私立稚園災害復旧事業</u> ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業 </div> <p>(2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ <u>共同利用小型漁船の建造費の補助</u> ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 </div> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 </div>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業 </div> <p>(2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 </div> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u> ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 </div>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(4) その他の財政援助及び助成 (略)</p> <p>2 その他の法律による財政援助 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 民生安定計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 住宅の確保 (略)</p> <p>第2 雇用機会の確保 (略)</p> <p>第3 義援金の受付及び配分 (略)</p> <p>第4 郵政事業の特例措置 (略)</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</u></p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (略)</p>	<p>(4) その他の財政援助及び助成 (略)</p> <p>2 その他の法律による財政援助 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 民生安定計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 住宅の確保 (略)</p> <p>第2 雇用機会の確保 (略)</p> <p>第3 義援金の受付及び配分 (略)</p> <p>第4 郵政事業の特例措置 (略)</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <u>災害救助法が発動された場合、被災一世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。</u> <u>なお、交付局は、集配支店とする。</u></p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (略)</p> <p>(3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 <u>日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包</u></p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>(3) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。</p> <p>第5 その他の生活確保 (略)</p> <p>第6 被災者に関する支援の情報の提供等 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 経済秩序安定計画 (略)</p> <p>第1 金融措置</p> <p>1 租税の徴収猶予及び減免 (略)</p> <p>2 国民年金保険料の免除 (略)</p>	<p><u>郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</u> <u>なお、引受支店はすべての支店（簡易郵便局を含む。）とする。</u></p> <p>(4) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(5) <u>日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。</u></p> <p>第5 その他の生活確保 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 経済秩序安定計画 (略)</p> <p>第1 金融措置</p> <p>1 租税の徴収猶予及び減免 (略)</p> <p>2 国民年金保険料の免除 (略)</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
<p>3 介護保険料の徴収猶予及び減免 (略)</p> <p>4 保育園等徴収金の免除 (略)</p> <p>5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等 (略)</p> <p>6 災害見舞金等の支給 (略)</p> <p>7 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>(1) 対象災害 暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ 上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害</p> <p>⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人</p>	<p>3 介護保険料の徴収猶予及び減免 (略)</p> <p>4 保育園等徴収金の免除 (略)</p> <p>5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等 (略)</p> <p>6 災害見舞金等の支給 (略)</p> <p>7 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>(1) 対象災害 暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害</p> <p>② 市内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>④ 市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内で上記①又は②に係る被害が発生した自然災害（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①、②、③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)における自然災害				る) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)			
■支給限度額				■支給限度額			
	基礎支援金 (①)	住宅の再建の態様等に応じて 定額加算 (②)	合計 (①+②)		定 額 (①)	住宅の再建の態様等に応じて 定額加算 (②)	合計 (①+②)
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	300 万円	全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	200 万円			住宅を補修する世帯 100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	150 万円			住宅を賃借する世帯 50 万円	150 万円
大規模 半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	250 万円	大規模 半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	150 万円			住宅を補修する世帯 100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	100 万円			住宅を賃借する世帯 50 万円	100 万円
中規模 半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 100 万円	100 万円	中規模 半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯 50 万円	50 万円			住宅を補修する世帯 50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯 25 万円	25 万円			住宅を賃借する世帯 25 万円	25 万円
(略)				(略)			
■対象世帯別支給限度額 (単数世帯の世帯主)				■対象世帯別支給限度額 (単数世帯の世帯主)			
	基礎支援金 (①)	住宅の再建の態様等に応じて 定額加算 (②)	合計 (①+②)		定 額 (①)	住宅の再建の態様等に応じて 定額加算 (②)	合計 (①+②)
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	225 万円	全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯 50 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	150 万円			住宅を補修する世帯 75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	112.5 万円			住宅を賃借する世帯 7.5 万円	112.5 万円
大規模	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	187.5 万円	大規模	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	187.5 万円

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行					
半壊世帯		住宅を補修する世帯	75 万円	112.5 万円	半壊世帯		住宅を補修する世帯	75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯	37.5 万円	75 万円			住宅を賃借する世帯	37.5 万円	75 万円
中規模 半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯	75 万円	75 万円	中規模 半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯	75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯	37.5 万円	37.5 万円			住宅を補修する世帯	37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯	18.75 万円	18.75 万円			住宅を賃借する世帯	18.75 万円	18.75 万円
<p>(2) 被災者生活再建支援法人の指定 (略)</p> <p>(3) 支援金支給手続き 市は、提出された支給申請書等の確認を行い、<u>取りまとめの上、県へ提出する。</u> 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。</p> <p>(4) り災証明書の交付 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、<u>災害発生後、早期に、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。</u></p> <p>(5) <u>千葉県被災者生活再建支援事業</u> <u>自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件の下、千葉県被災者生活再建支援事業により支援金を支給する。</u> <u>市が支給手続きを行い（県から市への補助方式：補助率8/10）、支給額は、(1)と同等とする。</u></p>					<p>(2) 被災者生活再建支援法人の指定 (略)</p> <p>(3) 支援金支給手続き 支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上<u>県へ提出する。</u> 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。</p> <p>(4) り災証明書の交付 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、<u>発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。</u></p>				
<p>第2 公的資金による融資 (略)</p>					<p>第2 公的資金による融資 (略)</p>				

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行								
<p>1 災害援護資金（地震）の貸付 （略）</p> <p>2 生活福祉資金 （略）</p> <p>3 母子・父子福祉資金 （略）</p> <p>4 寡婦福祉資金 （略）</p> <p>5 中小企業への融資 県は、災害を受けた中小企業への融資及び利子補給の対策を講ずる。</p> <p>（1）経営安定資金の融資</p> <p>① 市町村認定枠 （略）</p> <p>② 一般枠 ア～エ （略） オ 融資利率 年1.1%～1.4%（融資期間により異なる）</p> <p>③ 高度化融資（災害復旧貸付） （略）</p> <p>6 農林漁業者への融資 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 天災資金</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 県単農業災害対策資金</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 県単漁業災害対策資金</td> <td><input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫資金</td> </tr> </table> </div> <p>第3 流通機能回復</p>	<input type="checkbox"/> 天災資金	<input type="checkbox"/> 県単農業災害対策資金	<input type="checkbox"/> 県単漁業災害対策資金	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫資金	<p>1 災害援護資金（地震）の貸付 （略）</p> <p>2 生活福祉資金 （略）</p> <p>3 母子・父子福祉資金 （略）</p> <p>4 寡婦福祉資金 （略）</p> <p>5 中小企業への融資 県は、災害を受けた中小企業への融資及び利子補給の対策を講ずる。</p> <p>（1）経営安定資金の融資</p> <p>① 市町村認定枠 （略）</p> <p>② 一般枠 ア～エ （略） オ 融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる）</p> <p>③ 高度化融資（災害復旧貸付） （略）</p> <p>6 農林漁業者への融資 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 天災資金</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 県単農業災害資金</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 県漁業災害対策資金</td> <td><input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫資金</td> </tr> </table> </div> <p>第3 流通機能回復</p>	<input type="checkbox"/> 天災資金	<input type="checkbox"/> 県単農業災害資金	<input type="checkbox"/> 県漁業災害対策資金	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫資金
<input type="checkbox"/> 天災資金	<input type="checkbox"/> 県単農業災害対策資金								
<input type="checkbox"/> 県単漁業災害対策資金	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫資金								
<input type="checkbox"/> 天災資金	<input type="checkbox"/> 県単農業災害資金								
<input type="checkbox"/> 県漁業災害対策資金	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫資金								

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行						
<p>(略)</p> <p>第4 生活相談の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 生活関連施設等の復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 水道施設</p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>(略)</p> <p>第3 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>第4 ガス施設</p> <p>(略)</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 <u>東日本電信電話株における復旧の順位</u></p> <p>災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第4 生活相談の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 生活関連施設等の復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 水道施設</p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>(略)</p> <p>第3 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>第4 ガス施設</p> <p>(略)</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 <u>復旧の順位</u></p> <p>災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">順 位</th> <th style="width: 85%; text-align: center;">復 旧 回 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1順位</td> <td> ① 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ② 交換局所（無人局を含む。）に公衆電話1個以上 ③ ZC以下の基幹回線の10%以上 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>電報サービス 電報中継回線1回線以上</td> </tr> </tbody> </table>	順 位	復 旧 回 線	第1順位	① 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ② 交換局所（無人局を含む。）に公衆電話1個以上 ③ ZC以下の基幹回線の10%以上		電報サービス 電報中継回線1回線以上
順 位	復 旧 回 線						
第1順位	① 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ② 交換局所（無人局を含む。）に公衆電話1個以上 ③ ZC以下の基幹回線の10%以上						
	電報サービス 電報中継回線1回線以上						

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行		
		専用回線	① 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ② テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
		社内専用線	第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換サービス	① 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ② 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数	
	総合デジタル通信サービス	① 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については事業ごとに1契約回線以上 ② ZC以下の基幹回線の10%以上	
	第2順位	電話サービス	① 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ② 人口1千人当たり公衆電話1個以上
	専用線サービス等	重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上	
	パケット交換サービス	① 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ② 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数	
	総合デジタル通信サービス	① 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、事業所ごとに1契約回線以	

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
		上 ② ZC 以下の基幹回線の 10%以上	
		第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの
順 位	重要通信を確保する機関 (契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)	順 位	重要通信を確保する機関 (契約約款に基づく。)
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関	第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体	第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの	第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの
<p>※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各 1 回線以上とする。</p> <p>※電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等</p>		<p>(新規)</p>	
<p>第 6 道路施設</p> <p>(略)</p>		<p>第 6 道路施設</p> <p>(略)</p>	
<p>第 5 節 復興計画</p> <p>(略)</p>		<p>第 5 節 復興計画</p> <p>(略)</p>	